

開発協力適正会議 第65回会議録

令和4年10月25日（火）
（ハイブリッド開催（対面・WEB））

《議題》

1 報告事項

国際協力局長の交代について

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

- (1) パラオ（無償）「ミナト橋架け替え計画」
- (2) インド（有償）「ミゾラム州生物多様性保全・森林整備計画」
- (3) タジキスタン（無償）「ハトロン州ジョミ県給水改善計画」
- (4) ネパール（無償）「トリブバン国際空港航空交通管制施設整備計画」

3 事務局からの連絡

別添 委員からのコメント一覧

午後3時00分開会

- 弓削座長 皆様、こんにちは。第65回「開発協力適正会議」を始めさせていただきます。

今回の適正会議はオンライン参加と会場での参加を併用したハイブリッド形式で行います。途中で通信状況による音割れや音声の途切れなどがあれば、随時御指摘願います。

また、一般の方にもオンラインで議論を傍聴いただけるようアレンジしております。

1 報告事項

国際協力局長の交代について

- 弓削座長 最初に、外務省国際協力局長が交代されましたので、新たに就任された遠藤局長から一言御挨拶をお願いいたします。

- 遠藤局長 開発協力適正会議の委員の方々には大変お世話になっております。本年の9月付けで外務省の国際協力局長を拝命いたしました遠藤和也と申します。よろしくお願いいたします。

前職の総合外交政策局の審議官としては、日米豪印（クアッド）の協力を担当したり、ウクライナ、女性活躍等々の諸課題に対応しておりまして、その前、アジア大洋州局の審議官としては、主に中国、台湾、ときに南アジアといったところを担当しておりました。

国際協力局での仕事は、12～13年前、COP15前後に気候変動交渉官として地球規模課題審議官の下で働いていたのも随分前でございます、外務省の本省でODAに直接携わるというのは、さらに久しぶりということになります。

外務省、JICAの同僚たちに支えられての2か月弱というところでございますけれども、もちろんクアッド協力においても、インフラ、災害、人道支援、重要な課題でございますし、かつて南東アジア一課長を務めたときにはODAと切り離しては仕事が成り立たなかったといったような面もございまして、間接的にはいろいろな形で関わってきておるところでございます。

ある意味では、日本と世界との関わりの中で国益に資する仕事をするという、ある種、三十数年前に外務省に入ったときの初心を持って、また、最近のODAに関する新鮮な目を持って日本外交において開発協力はこういった意味を持つのか、あるいは日本も世界も安全保障、経済などなど、多くの課題を抱える中で開発協力がどういう形で進められていくべきか、素朴に考えながら日々業務に専心しておるところでございます。

ます。

この開発協力適正会議では、委員を務める有識者の方々から専門的な視点を踏まえた形で御意見をいただき、日本のODAの質、透明性を向上させることに役立つ非常に重要な会議と認識しております。ぜひ忌憚のない御意見をいただき、ODAをよりよいものにするため、引き続きお力添えをいただくとともに、私自身も個人的にも様々な形で学ばせていただければと考えております。本日は御多忙のところ、ありがとうございます。改めて今後、よろしくお願い申し上げます。

- 弓削座長 遠藤局長、どうもありがとうございました。大変温かく心強いメッセージをありがとうございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、新規採択案件について議論を始めたいと思います。本日は、事務局から提示された新規採択案件であるパラオ、インド、タジキスタンの3件に続き、事務局から委員の皆様へ連絡がありましたとおり、前回の会議からの積み残しとなっていたネパール案件を扱います。まず、説明者から各案件の外交的意義の説明及び委員のコメントに対する回答を行い、その後、議論を行います。

2 プロジェクト型の新規採択調査案件

(1) パラオ（無償）「ミナト橋架け替え計画」

- 弓削座長

最初の案件はパラオ「ミナト橋架け替え計画」です。外交的意義の説明に関しては、案件の概要書に記載されておりますが、強調すべき点や追加の説明などがあれば、説明者から発言をお願いいたします。その後、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 初めまして、パラオ「ミナト橋架け替え計画」ということでございまして、外交的意義につきましては、皆様のお手元にあります本計画の概要に記載のとおりでございます。

続きまして、委員の皆様からいただいた質問に関して、回答を申し上げたいと思いますので、私どものほうで用意している順番ということで、JICAのほうから御回答を申し上げます。

- 説明者 それでは、JICAのほうから御説明を申し上げます。私、東南アジア第六大洋州課の担当課長をしております塚水尾と申します。よろしくお願いいたします。

まず、宮本委員からいただいた1番目の御質問から回答のほうを始めさせていただきます。

きます。委員からいただいた御質問では、2005年の協力で一部補修を行っていたというところで、20年後、塩害によるコンクリートの劣化進行というところが技術的にその時点で予見できなかったものではないかというような御質問をいただいております。また、他の橋梁の状況はどのような状況かということで御質問をいただきました。

こちらの御質問に関しましては、竹原委員からも同様の趣旨のコメントをいただいておりますので、併せて回答をさせていただければと思います。

2005年に実施されました協力では、マラカルコースウェイの道路とともに、そのうちの事業費1億円を用いてミナト橋の部分的な改修が行われました。その時点で、ミナト橋の延命に寄与したわけですが、今回、改修を行う場所とは異なる場所になりますので、現地の状況からしますと、当時の深刻度は現在に比して低くて、その当時、今回補修を提案させていただいているところの深刻度というのは必ずしも高くなかったと考えております。

それと、他の橋梁の状況ですけれども、パラオには全国に9橋梁があるということですが、老朽化が一定程度進行しているものの、必ずしも今すぐ対処が必要であるというような状況ではございません。そのように考えております。そういった中で、パラオ政府から今回ミナト橋への優先対応をリクエストされているといった状況でございます。

宮本委員からいただきました2番目の御質問に関係してですけれども、パラオの全体の歳入構造概要、それから、米国の財政支援についてということで御質問をいただいております。

パラオの歳入に関しましては、観光収入等を中心とする税込、それから、ODA、国際機関からの財政支援等による贈与というところが主な部分を占めております。この贈与の多くの部分というのは米国からの支援というものもかなりの部分を占めるということですが、その額は毎年変動しております。

また、米国からは、コンパクト協定に基づく支援というものが行われておまして、これに道路分野を含むインフラ整備及びその維持管理等に充てる資金、それから、パラオ政府の年度会計への補填、それから、コンパクト信託基金という基金が設立されておりますけれども、そちらへの資金というものが米国から供与されているということになります。この積立基金からの引き出しというのは毎年1500万ドルまでと制限をされておまして、こちらに関しましては教育、保健、治安対策というところに割り当てられるということが決まっております。

宮本委員からいただきました3点目の御質問です。ミナト橋はどのような車両が通行して、どの程度の強度が求められていますかと、橋の寿命をより長くするような総合的なプランを含めて検討をされていますかという御質問をいただきました。

ミナト橋を利用する車両としましては乗用車が最も多く、そのほかにも小型トラッ

ク、大型トラック、バス、オートバイ、多種多様な車が通行いたします。こういった種のこういった車が何台というような状況につきましては、調査を通じて確認させていただければと思います。しっかりと塩害対策というようなところにつきましても、今回設計上の工夫をいたしまして、そういったところに対応できるようにやっていければと考えておるところです。

また、ソフトコンポーネントというようなところで、JICAのボランティアですとか、課題別研修というようなところで技術者の能力強化というようなところも図ってまいればと思っております。

続きまして、弓削座長からいただきました御質問に移ります。公共基盤・産業省公共事業局（BPW）に技術系職員が不足していて、異常が見つかった場合の原因究明・対処に関わる知見が蓄積されていないという調査の記載に対して、BPWの技術系職員の現状について教えてくださいという御質問をいただきました。

現在、BPWには118名の職員がおりまして、そのうち、道路施設課の職員は60名というような形になっております。技術系職員の詳細な技術レベルについては、必ずしも現在十分に把握しきれておりませんので、この点につきましては、しっかりと組織体制も含めて調査のほうで確認をさせていただければと考えております。

弓削座長からいただきました2番目の御質問ですけれども、必要な技術指導は具体的にどのようなものを想定していますかというようなところですか。

先ほど申し上げましたとおり、技術レベルと技術指導等については、BPWのキャパシティー等を考慮して、しっかりと調査の中で確認をして検討を行ってまいりたいと思っております。具体的には日常点検、基礎的な定期点検ですとか、軽微な維持管理、補修等は職員が実施して、特殊な点検、技術判断、それから、一定規模以上の維持補修は外注が行えるというような技術レベルに至るところを、まず一定の基準として目指しまして、先ほど申し上げたようなソフトコンポーネントですとか、またはJICAのボランティア、課題別研修等も使って、そういった技術者の育成というところにも努めてまいりたいと思っております。

弓削座長からいただきました3点目の御質問です。ミナト橋の運営・維持管理が問題なく行われるためには、技術指導、海外協力派遣、課題別研修がどのようなタイミングで実施される必要がありますかというような御質問いただきました。

実はこの協力というものは、既に現在進行形で動いておりまして、継続的に行っているものではございますが、課題別研修、例えば道路維持管理というようなコースがございまして、今年はパラオから3名既に参加いただいております。それから、道路の維持管理というところにも、過去、ボランティアの派遣も行っておりまして、現在もまた派遣要請があるというようなところですので、こういったボランティアの派遣等も早期に行いながらから、課題別研修等と組み合わせながら相乗効果の発揮を狙っていければと考えております。

弓削座長からいただきました4点目の御質問で、BPWの補修予算の確保の状況と
いうところです。

補修予算に関しましては1億2200万米ドルという金額が2022年度計上され
ておりまして、うち半分が米国からのコンパクト資金というような形になっておりま
す。

竹原委員からも御質問いただきましたが、最初に宮本委員からの御質問と一緒に回
答させていただきましたので、恐縮ながらここでは割愛させていただきます。

田辺委員からいただきました1番目の御質問です。パラオの基準、または日本の基
準と照らして架け替えが必要だとする根拠というのはいかがですかという御質問をい
ただきました。

残念ながらパラオには独自の基準がございませんので、日本の基準を基に、塩化物
イオンの浸透度合いの影響ですとか、コンクリートのひび割れの度合い等を現地で調
査しまして、特にパイルキャップの部分ですが、塩化物イオンの基準値がかなり上回
っている状況、ひび割れ、剥離、鉄筋の露出等々が進行している状況が確認されまし
たので、総合的に検討をしたところ、今回架け替えが妥当であろうということ判断
したものでございます。

田辺委員からいただきました2番目の御質問ですけれども、技術系職員の不足とい
うところで、技術指導や研修のみで十分なのでしょうかと、維持管理予算を適切に確
保するというのが重要ではないでしょうかというところです。

こちらは御指摘のとおりでして、維持管理の予算の適切な確保というところは重要
と考えておりますので、こちらは本事業で十分な維持管理の補修の予算が確保される
ように、調査を通じましても先方に働きかけてまいるようにいたします。

○ 説明者 冒頭、自己紹介を申しそびれました国別開発協力第一課長の石丸と申します。

続きまして、回答をさせていただければと思います。

道傳委員のほうから、島嶼国では、4月にソロモン諸島が中国と安全保障協定を締
結するなど、中国による拠点化への警戒が高まっている。本件を通じて外交的な関与
の方針を御教示いただきたいという御質問をいただきました。

外務省としましては、太平洋の島嶼国、地理的な部分で環境的な脆弱性もございま
す。また、経済的な脆弱性といった課題を抱えておりまして、中には、経済的に困難
な状況にあることから、中国による依存度が極めて高い国があることも承知しており
ます。

我が国としましては、引き続き、米国、豪州、ニュージーランドといった、他の同
志国と協力しながら、これらの島嶼国の持続可能な発展というものを可能にするため
の質の高い支援を行っていくことが重要と考えております。

パラオは御案内のとおり伝統的な親日国でございます。本年5月の林外務大臣のフ

イジー及びパラオ訪問、それから、本年9月にはウィップス大統領が訪日して、日パラオ首脳会談等も実施いたしました。こういった機会を捉えて、自由で開かれたインド太平洋（FOIP）の実現に向けた緊密な連携を確認し、岸田総理からは太平洋島嶼国への支援と関与の一層の強化のため、日本は太平洋・島サミット（PALM）プロセスをしっかりと進めるとともに、ブルーパシフィックにおけるパートナーなど、同志国との連携も重視したいという意向を表明いたしまして、改めて、この地域への関与をコミットしたところでございます。

続きまして、同じく道傳委員のほうから、所得水準が相対的に高い一方で、人口や経済規模が小さく、国際的な経済の変動に脆弱な国については、パラオ同様、無償資金協力が検討されることになるのでしょうか。いずれの場合も総合的な判断と考えますが、その場合、公益性を担保しつつ、どのようなクライテリアが検討されるのでしょうかという御質問をいただいております。

我が国がODAを供与する対象となる国・地域というものは、経済協力開発機構（OECD）の開発援助委員会（DAC）が定めるDACリストというものがございます。援助対象国・地域リストですけれども、これを一つの目安としております。DACリスト掲載外国についても、一定の場合にはJICA法3条が規定するいわゆる開発途上にある海外の地域に該当すると整理を行って判断しております。その判断に際しては、当該地域等の経済的・社会的発展状況、先方から我が国に対する支援等の要望、こういったこと、それから、外交政策上の考慮等を総合的に勘案して整理して、個別に判断いたしております。

その上で、現行の開発協力大綱においては、開発の進展が見られても、いわゆる中所得国の罣といった持続的経済成長を妨げる課題や、防災、感染症、環境・気候変動等の地球規模課題をはじめとした様々な開発課題を抱える国々や、1人当たり所得が一定の水準にあっても島嶼国等の特別な脆弱性を抱える国々等に対しては、各国の開発ニーズの実態や負担能力に応じて必要な協力を行っていくという規定がございます。

こういった規定がございますことから、DACリスト除外国・地域に対しても、個別にJICA法上の先ほど申しました開発途上地域に該当すると整理いたしまして、無償資金協力を含む支援を継続いたしているところでございます。

西田委員のほうから頂戴しております。相手国の政府高官から優先プロジェクトであるとして要請を受けたことは、無償資金協力の外交的視点に加味すべき事項なのでしょうか。また、返済能力の観点から有償資金協力が困難である国に対しては、各国及び国際機関はどのように対応しているのか教えていただきたいという御質問を頂戴しております。

相手国の政府高官からの優先プロジェクト等の要請は、支援を検討するに当たっては、外交的意義の観点から、もちろん留意はしております。加えてPALMで採択した行動計画の重点分野、それから、それぞれの国ごとに定めている開発協力方針、当

該国の経済状況等を踏まえて総合的に判断いたしております。もちろん返済能力の観点から有償資金協力は困難であると考えられる国に対しては、各国及び国際機関は、基本的に無償資金協力を供与する方向で対応を検討していると承知しております。

さらに国際機関の中には、他のドナーが融資できない国に対しても融資を行う機関がございます。具体的には世銀は贈与のほかに、途上国には低利貸付や無利子融資を提供しています。IMFは国際収支上の問題に加盟国が対応することを支援するため、一時的に資金を融資していると承知しております。

- 説明者 続きまして、西田委員からいただきました2番目の御質問で、技術系の職員が不足しているということが根本原因である状況の中で、追加の技術指導や研修を行うことは、逆に相手方の負担を増やすことになって、職員増に向けた取組を支援するほうがいいのではないかとコメントをいただきました。ありがとうございます。

本件に関しましては、まず、パラオ国内に土木工学を含む大学、また、専門学校等がないというような状況で、自国内での技術者の育成が非常に厳しいというような状況で、それに対して、パラオ国内で必要とされる道路の維持管理技術というのは非常に広範にわたるといふようなところから考えますと、日常的に発生する業務量はあまり多くないというような状況もございますので、いろいろ議論はあるかとは思いますが、職員を増やして各種専門技術者をパラオ国内で多く育成するというよりは、日常点検をしっかりと自分たちでできるようにしておいて、その後、彼らの手に負えない部分というようなところには、コンサルタントですとか建築業者に外注するというような技術レベルを目指すというところが、当面、現実的はないかと考えております。

- 説明者 最後に、松本委員から御質問を頂戴しております。JICAのファイナルレポートには、2018年の対外債務残高は適正な水準にあると書かれている。一般に、高中所得国で世銀の卒業国であるパラオに対して、なぜ有償で対応できないのか。

この部分につきましては、先ほど申しましたように、パラオは小島嶼国特有の脆弱性を有していると考えられます。引き続き我が国の支援を必要とする経済的・社会的状況が認められていると判断しております。我が国としましては、相手国のニーズや財政・経済状況等を総合的に検討の上、有償ないしは無償で行う必要性につき、鋭意精査して、その結果、相手国と調整の上、支援を実施しているところでございます。

先ほど申しましたとおり、この国は人口がわずかに約1万8000人と経済規模が極めて小規模かつ国際市場からある意味で隔絶された状況におきまして、パラオのみの税収は5600万米ドル、実際の歳入の46%でしかない部分、こういった脆弱性を抱えるパラオに対して、支援を供与するに当たっては、この国に必要以上の対外債務残高を増やすことへのリスクということも考慮しながら、相応の資金を要するリスク

を勧案する必要があると考えております。

ちなみにパラオにつきましては、確かに2017年から2019年の1人当たりGNIが3年続けて世銀のいわゆる高所得国基準を超えたことを受けて、本年1月にはDACリストを卒業したことは事実ですけれども、昨今のコロナの影響もあってか、本年7月に世銀が公表した21年のパラオの1人当たりGNIが、規定する高所得国水準を下回っておりまして、再び中所得国のカテゴリに分類されたところで、これによって、本年1月1日に遡及する形でパラオがDACリストに再掲載されることになる見込みでございます。

以上が、事前に頂戴いたしました質問に対する回答でございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について、追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

松本委員、道傳委員、西田委員、3人続けてよろしく申し上げます。

○ 松本委員 まず、遠藤局長、ぜひよろしくをお願いいたします。

最初の件ですが、私は対外債務のことを書かせていただき、御返答の中でも総合的判断ということなのですが、ただ、開発協力適正会議の場があるというのは、総合的判断の中身に踏み込むということだと私は理解しているのです。つまり個々の案件についてどのような総合的な判断だったのか。つまり小規模な島嶼国についてはもう有償資金協力は出さないのです、無償資金協力でやるのですということなのか、それとも、この橋梁の案件に何か特異な傾向があって、それをするのか、それでかなり変わってくると私は思っていました、もうパラオは経済規模を考えると、日本からは有償資金協力の対象ではないぐらいのスタンスで外務省として考えられているのか。ここについてもう1回突っ込んで御質問させていただきたいと思っています。

○ 弓削座長 道傳委員、申し上げます。

○ 道傳委員 道傳でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

質問というよりは、案件概要書の中での表現について、具体的には2の「計画の背景と必要性」の(1)のところなのですが、これが多くの方の目に触れることを考えたときのセンシティブティとしてどうなのかなという御質問でございます。

パラオは第二次大戦前、我が国と歴史的に深いつながりがあることと、今日、我が国の立場を支持するなど、対日関係は良好であるということがひと続きにあるよりは、ファクトとして歴史的につながりがあるということと、今日、我が国の立場を支持するなど対日関係が良好であるということを分けて書いていただいたほうがフェアなの

ではないかなと思いましたが、その辺りについてのお考えなどをお聞かせいただけたらと思いました。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

続けて、西田委員、どうぞ。

○ 西田委員 西田でございます。御説明ありがとうございました。

私も松本委員と同じようなポイントなのですが、より具体的に、相手先政府から優先プロジェクトなので、要請されたこと自体を、無償にする条件に書き込む必要があるのかと私は思っていて、そういうハイプライオリティーなのだということは確かに重要なので、どこかにメンションしていいと思うのですが、これを見ると何か、どんなプロジェクトもこのように書けば検討されるみたいに捉えられてしまいかねないので、総合的にといったときに、先ほど松本委員がおっしゃられたように、きちんとロジックが明確に示されるように、こういったものは扱ったほうがいいのではないかと思う次第です。私のはコメントです。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、宮本委員、よろしくお願いします。

○ 宮本委員 日本貿易会の宮本でございます。

松本さんと西田委員の質問の延長線上なのですが、今回、所得水準が相対的に高い国に対する無償ということで、7案件中5件がこれにヒットしてしまっていて、一応、私も過去を振り返るということで、2014年4月の「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用について」というペーパーをレビューさせていただいて、同時に2014年2月にこのペーパーを議論した第14回開発協力適正会議の内容を見させていただきました。有償を最大限活用すると、しかし、一定条件の中では無償も活用する。その際に、予測制の確保、要は恣意性の回避、あとは国際的援助協調という大局的な視点からもしっかり議論されておりまして、参考になりました。

ここで質問です、3つあります。

当時、これは8年前ですが、日本の贈与援助は8割が低所得国に対して、2割が中所得国に対して行われている。こういう比率が恣意的にならないように整理したのが、あのペーパーだという説明があったのですが、現時点で、日本の贈与援助の低所得国、中所得国、この比率が8年たってどのようになっているかというのが質問の1点です。

2点目は、国際的な援助動向の観点から、当時は日本の贈与、借款比率に関して、

借款比率が非常に高いという記述がございました。現在、日本、あるいはG7、この辺の動向はどうなっているのか、今日はお時間の制約がありますから、今日お答えいただければ、また別の機会にいただければと思っています。

最後の3番目は、この2014年の「所得水準が相対的に高い国に対する無償資金協力の効果的な活用についてのペーパー」ですが、当時、適正会議の議論の中で、このペーパーを金科玉条のごとく今後数年間必ずやっていくものではないと、というよりも、ここはこうすべきという点があれば、やりながら改善・改定していくのだという外務省さんのほうからの説明がありました。私がアクセスする限りにおいては、この8年間、改定はなかったと了解しています。8年間、いろいろなプロジェクトがあったかとは思いますが、このペーパーを改定しようとか、今後改善していこうという動きはあったのか、なかったのかということも質問させていただきたいと思った次第です。

私からは以上です。長くなってすみません。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、4人の委員の方からの質問で、最後の宮本委員からは3つの質問ということで、説明者は回答をお願いします。

○ 説明者 松本委員、西田委員、宮本委員の部分ですけれども、端から「パラオ＝無償」というつもりで初めから案件を考えているわけでは当然ございません。もちろん継続的に長く無償資金協力というのはこれまでずっと行われてきていることは事実ですけれども、だからこそ、我々はDACリストに入っているか、入っていないか、いわゆるDAC卒業国かどうか否かの是非についてももちろん検討はしているので、この国だから機械的に円借款は対象としないというような安易なことは当然しておりません。したがって、いろいろな国、それから、日本にとって、この国との二国間関係上の外交的な意義づけとか、そういったところを総合的な判断というところに押し込めてしまっているものがあるので、この点は御理解をいただきたいなと思っております。

それから、宮本委員のほうから御指摘がございましたように、当時の2014年のこのペーパーについての動きにつきましては、私は国別開発協力第一課の所掌をちょっと超えてしまいますので、そこは全体を統括しております山崎課長のほうから回答をしてもらおうかと思えます。

○ 弓削座長 山崎課長、お願いいたします。

○ 山崎課長 開発協力総括課長の山崎です。石丸課長からお答えいただいたものの補足と、あと、宮本委員から御質問をいただいたペーパーについてのお答えをさせていた

だきたいと思っています。

債務の状況について、私どもはパラオに有償資金協力を実施できないかというのを検討したときに出てきた議論が、債務の残高でございます。委員は別の資料を引用されていらっしゃるかもしれませんが、私どもが把握している限りですと、2019年度末の対外債務の残高、これがGDPの38.6%になっていて、2020年度末、現在の対外債務残高、これがGDPの62.1%、さらに2021年度末は85.7%になっているという予測がございます。それを考えたときに、パラオの国家財政に占める債務の割合が余りにも高くなってしまいますので、ここはこの傾向がある中で、さらに借款を出していくというのは、今現在では無理なのかなと思っています。

その上で、ペーパーとの関係でのこの案件のレビューについては案件概要書に簡単に書かせていただきましたけれども、大事なのは日本と豪州の間のシーレーン上に位置していますという地政学的な位置づけというのはすごく大きくて、さらに外交的な観点として、御批判を受けた優先案件だからお願いしますというのだけでは駄目でしょう、というのは、そのとおりなのですが、それは背景の一部分でございます。今、この時点で、西田委員から御質問もございましたけれども、日本として、このタイミングでちゃんと支援をする、これだけの最も重要だと目されているものに対して、ちゃんとコミットしていくのが大事なタイミングなのかなと思いますので、今回の適正会議に上げさせていただいたという経緯があります。

あとは、宮本委員の御質問の2014年のペーパーですけれども、まず、1点目の低所得国と中所得国の割合、これは私の手元に今データがございませんので持ち帰らせてください。ただ、私の印象としては、無償資金協力は低所得国のほうが多いという印象は受けていますけれども、私どもはよく低・中所得国に対して無償をやっていますという説明をよくやっているのです、その割合がどうなっているのか、手元にはございません。そこは持ち帰らせてください。

2つ目の借款の比率が日本は高いのではないかという御指摘を以前こちらから説明させていただきました。それは今でも引き続きG7の中では高いです。借款をやっているスキームを持っているのが日本とフランスとドイツでございますけれども、その中でも、日本の借款の比率というのは比較的高いというのが現状でございます。

3つ目の御質問の、当時は、やりながら改定をするという外務省の説明があったけれども、その8年間、見直しの議論はなかったのかということについては、内部的には、特に最近、このペーパー自体、このままでいいのだろうかという議論は正直ございます。

その中で、他方で、当時のなるべく有償を活用していきましょうというのも全くそのとおりだと思う一方で、さらには有償を貸し付けることができない、または有償の対象国だけれども、無償資金協力でやらなければいけない外交的な意義もある案件というものもあるので、まず、このペーパーで書いてあることは、人道ニーズ、あるいは

緊急性、迅速性から考えましょうというのが第1ステップになっているのですけれども、そのままの立てつけが本当にいいのかどうかというのは、まだ事務局の中で問題意識としては持っています。ただ、こう直したらいいのではないかというのは委員の先生たちと議論するところまでは煮詰まってございませんので、これは引き続き内部で議論させていただきたいと思っています。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

○ 説明者 道傳委員からコメントをいただきました部分は、深いつながりがあるという部分、確かにその後の文書の部分というのは、必ずしも読点でつながる必要性はもちろんございませんので、ここは改めさせていただきます。

○ 弓削座長 御回答のほうはよろしいですか。

ほかにコメント・質問はありますか。

松本委員、どうぞ。

○ 松本委員 先ほどの山崎課長のお答えで、サステナビリティの話については了解したというか、悪化してきているという事実が大事だなと私は納得ができました。

今後に向けては、まさに宮本委員がおっしゃったように、例えば無償、それから、有償の中でも融資条件に幾つかのバリエーションをつけながら、相手国の経済状況、人道ニーズというのをもう少しグラデーションがあるような形で供与することによって、もう有償か無償、どっちかみたいなことではなく、そういう配慮の仕方ができるようにしていったらいいのかなと、宮本委員の質問を聞きながら思った次第です。これはコメントです。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

山崎課長、お願いします。

○ 山崎課長 ありがとうございます。

せっかく御指摘いただいたので、そのとおりだと思います。グラデーションをつけてやっていくべきだと、御参考までに、有償の枠組みの中でも供与条件を分けてございまして、一般に非常に譲許的だと言われるのは金利と償還期間の長さで決まっております。例えば環境とか特定の要件に合致するものについては、一般の金利条件、譲許する対応条件よりも、さらに譲許的な条件で貸し出しています。委員は御案内だと思いますが、失礼いたしました。

以上でございます。

○ 松本委員 ありがとうございます。

○ 弓削座長 どうもありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。

今の議論では無償資金協力をする理由、判断について、たくさんの重要な点が委員の皆様から挙げられました。それに対する御説明を外務省からいただきました。非常に重要なことなので、今後もこの課題については考えていく必要があると思います。また、案件自身に関しては、運営、維持管理体制が重要な課題ということが、幾つもの質問から分かりました。実施機関である組織の職員の状況を踏まえて、求められる技術レベルと、必要となる技術指導と研修内容を協力準備調査でしっかりと調べていただくようお願いいたします。

(2) インド（有償）「ミゾラム州生物多様性保全・森林整備計画」

○ 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次はインド「ミゾラム州生物多様性保全・森林整備計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

○ 説明者 国別開発協力第二課長の時田でございます。

インド「ミゾラム州生物多様性保全・森林整備計画」につきましては、本計画の概要や外交的意義については案件概要書に記載のとおりになります。

続きまして、委員の皆様からいただいた質問に対して、回答したいと思います。

○ 説明者 JICA南アジア部の須之内です。よろしく申し上げます。

いつもインド案件に御助言いただき、どうもありがとうございます。

では、御質問への御回答をさせていただきます。

まず、弓削座長の1点目の質問、これは宮本委員の2点目の御質問と重複していると思いますので、まとめて御回答いたします。

共同森林管理組合は、森林官と管理対象森林の周辺住民で構成されます。主な活動としては、植栽する樹種や場所の選定を、将来的に森林資源を利用する住民の意向を踏まえて組合内で決定します。また、植林中から植林後にかけての管理を住民が行う計画でございます。管理組合は約570、組合員の数は約8万人と州の森林局から報告されております。管理組合は、森林保全計画立案への参加や苗木の育成、植林と森

林管理や野生生物の保護等の活動を実施機関とともに行っております。

他方で、育苗技術の定着ですとか、苗木の活着率の向上、村落レベルの事業計画、策定能力の向上等を課題とされております。

共同森林管理組合等の組成・活動支援では、対象地域における管理組合の組織運営強化や村落レベルでの事業計画の策定支援等を行う予定です。特に具体的取組としては、ジェンダー指定部族・指定カーストに配慮した意思決定方法ですとか、組合のコミュニティーインフラの共同管理・運営などに関する研修等を想定しております。

また、生物多様性保全において、住民の関与を促すために、住民向けの啓発活動ですとか、環境教育も進めます。

また、エコツーリズム活動が環境保全に通じることを普及しつつ、生計向上に資する事例の発掘や周知も行うことで、住民の動機づけにも取り組んでまいるところでございます。

続いて、弓削社長の２点目の御質問、エコツーリズムの現状についてです。

ミゾラム州では既にエコツーリズムが実施されています。さらなる集客の可能性があると考えています。

他方で、これは現地にあるダンパ・トラ保護区ですが、必要な施設の整備が不十分であることにより、無秩序な来訪が環境や生態系に負荷を与える恐れがあります。適切な施設、それから、ルールの整備によりこれに対処しようとしています。実際に本事業では、４拠点のエコツーリズムサイトの新設を予定しており、野生動物保護、森林保全、それから、地域住民への啓発活動や生計向上を目的として行われるものでございます。

本事業で期待される内容としては、環境や生態系に負荷の少ない適切に管理された観光業の促進、それから、期待される効果、経済的価値としては観光客数の増加及び地域住民によるサイト内での森林管理、それから、林産物の収穫や加工・販売、ツーリストガイドの活動を通じた収入などです。

また、こうした活動を通じて地域住民の理解が深まり、啓発活動の役割も果たすと考えております。

続いて、弓削座長の３点目の御質問で、州森林局の組織体制強化についてです。

組織体制の課題として、森林保全・生物多様性保全のデータの管理体制、それから、モニタリング体制の改善が挙げられます。こうした本事業の活動を円滑に実施し、また、事業終了後も継続可能な体制を整備する観点からも取組を行う予定です。具体的にはデータ収集、既存データの整備、それから、事業実施に携わる森林局の職員等を対象にしたガイドラインの整備等、能力強化研修・ワークショップの実施等を行う想定でございます。

続いて、竹原委員の御質問の１点目です。

回答といたしましては、本事業では、森林の減少及び質の低下の一因となる過剰な

焼き畑移動耕作を防ぐため、焼き畑農業に従事する住民を対象に啓発活動、それから、エコツーリズム整備や職業訓練を含む代替の生計向上手段の提供を行います。具体的には、ミゾラム州で豊富な竹資源や林産物を活用し、農業の代替の生計手段となり得る竹製の工芸品、家具、食品、薬品等の加工と販売に係る職業訓練等を提供する想定です。

また、製品加工に適した竹の植林、伐採と輸送、付加価値を乗せた竹製品のブランディング、市場化といったバリューチェーン全体の強化にも取り組む予定です。これらにより焼き畑農業に代わる住民の収入減を確保・提供し、自発的な産業構造の転換を促す考えです。

また、ミゾラム州の森林局以外、ミゾラム州の農業局等を含めた州政府全体としても、焼き畑移動耕作農業の課題を認識しています。彼らも「REDD+アクションプラン2018」というものを策定して、焼き畑移動耕作を最小化するための活動方針を打ち出したりしています。

また、具体的な活動として、定着農業の促進、棚田の開発ですとか、傾斜地での農業の促進ですとか、また、野菜や果樹など園芸作物栽培の促進、それへの農業技術の改善、代替収入手段の提供、地域住民の能力開発や職業訓練等を他局、州政府全体としても実施していることを確認しています。

さらに既往の技術協力プロジェクトで同州の持続可能な農業・灌漑開発のための能力強化プロジェクトというものがございまして、この中でも農業の近代化を進めており、彼らの方針に合致した取組をしているところでございます。

続いて田辺委員の御質問の1点目、これも焼き畑移動耕作に関するものです。

本事業では、定住耕作へ非自発的に転換を強いるような活動は含めておりません。

また、詳細な事業を特定する段階でカテゴリAのサブプロジェクトを除外して事業計画を立てる予定です。

続いて、田辺委員の御質問の2点目に対してです。

御指摘の点は今後確認予定ではございます。ただ、一般的には、共同森林管理の活動の中で、生態系の劣化を防ぐ観点から林産物の利用可能量を設定している事例もあります。

他方、そうした場合、森林資源に依存していた地域住民は保有林の管理・保護への協力ですとか、職業訓練、エコツーリズム事業への従事を行うことにより、林産物収入を補う代替生計手段を確保しております。本事業でも同様の取組を想定しております。

続いて、道傳委員の御質問の1点目です。

竹は建築資材、家具、食品等、幅広く活用可能な植物であると認識しています。しかしながら、ミゾラム州では竹製品の加工方法や加工品の市場へのアクセスが確立されておらず、加工に適した竹の植林や栽培、加工、販売がいまだ開発段階にございま

す。ミゾラム州政府は竹資源の利活用とバリューチェーン構築に日本の製造技術やノウハウの活用を強く希望しております。これらを踏まえ、竹の植林地から市場に出るまでの全過程を一つのパッケージとしてバリューチェーンを構築することを想定しています。

具体的には、竹製品の加工にふさわしい種類の竹の植林、伐採と輸送、付加価値をつけた加工と竹製品のブランディング、最終加工品の市場での販売の全てのプロセスを包含して検討することが想定されております。こうした取組を通じ、今年3月の日印首脳会談の機会に発表された北東部の竹バリューチェーン強化のためのイニシアティブというのをこの事業でも具体化していきたいと考えています。

道傳委員の御質問の2点目です。

これは御指摘のとおりです。実施機関による働きかけのみならず、NGOとの連携も想定しています。

○ 説明者 続きます、道傳委員の3点目の御質問でございます。

ミゾラム州における国境を挟んだミャンマーのチン州の避難民流入ですが、インド国内の報道によりますと、ミゾラム州内には3万人から4万人程度のミャンマーからの避難民が、同州内に設けられた避難民キャンプに居住している旨が報じられております。

ミャンマーからの避難民は、ミゾラム州で多数の人口を構成するミゾ族と同じ部族出身であって、避難民の流入による大きな社会の混乱は見られておらず、抗議活動も現在のところ行われていないと承知しております。

ほかの北東州と異なり、ミゾラム州はミゾ族が自治を求めた結果、アッサム州から分離する形で1972年に連邦直轄化され、1987年に州として成立しております。インドの他州へのロヒンギャの流入とは状況が異なっておりまして、現段階では避難民の流入によりミゾラム州の治安が悪化したという情報は得られておりませんが、引き続き注視をしていきたいと思っております。

西田委員の御質問の1点目ですけれども、インドのアクト・イースト政策でございますが、モディ首相により掲げられた東アジア、東南アジアとの関係を重視する外交方針になります。東南アジアへの連結部分となるインド北東部を重視するものであります。また、インドはこの政策の下、インド太平洋地域における具体的協力を推進する積極的外交を展開し、グローバル・パワーとして国際場裏での影響力を増しております。

ミャンマーとの関係についても御質問をいただいております。インドはミャンマーに対し暴力の全面停止、被拘束者の解放、民主主義の早期回復、対話を通じた問題解決等を要求しております。ASEANの5つのコンセンサスを支持していると承知しております。同時に、ミャンマーにおける人道的ニーズに対応するために、人道

支援として新型コロナウイルスワクチンの供与や、コメ・麦といった食糧援助を実施し、国境地帯を中心に人間中心の社会経済開発プロジェクトを継続しているほか、インド、タイ、ミャンマー3か国のハイウェイ事業などのインフラプロジェクトも継続していると承知しております。

西田委員の2つ目の御質問でございます。

インド北東部ですが、これは日本の自由で開かれたインド太平洋、それから、インドのアクト・イースト政策が重なる場所に位置しておりまして、周辺地域との連結性において重要な地域でございます。日本はインド北東部と歴史的に関係がございます。信頼と友好の精神の下、自由で開かれたインド太平洋を実現する上でも戦略的に重要な北東部の開発に協力をしております。

このような観点から、2017年9月ですが、当時の安倍総理のインド訪問のときに、日印首脳間で日印アクト・イースト・フォーラムの立ち上げに合意をしておりまして、これまで6回会合を開催しております。この中で、連結性の向上や保健など、こういった北東部におけるあらゆる分野の協力を推進するために、包摂的な開発支援策を協議してまいりました。こうした北東部開発に特化したハイレベルの枠組みを有しているのは日本のみだと考えます。

先ほど御紹介がありました2022年3月の日印首脳会談に際しては、北東部の様々な州におけるヘルスケアですとか、森林資源管理、連結性及び観光に係る協力を含むインド北東部の持続可能な開発に向けた日印イニシアティブを立ち上げております。日本によるこれまでの支援は総額3150億円に上っております。

また、開発的意義として、北東部は社会経済指標で言いますと、相対的に低い州が多くございまして、経済の底上げと開発の恩恵が行き届く支援が必要であるということが挙げられます。

なお、世銀、アジア開発銀行等ほかのドナーは、例えば連結性の観点から道路・電力網の開発を支援する中で、北東部にもまたがるインフラ整備を支援することや、アッサム州で個別に農業や森林分野のニーズがあれば支援を展開するといったことはしておりますが、個別のニーズに対応しているという面が強くございまして、先ほど申し上げましたとおり日本のように北東部の開発を全体的に後押しする支援は展開していないと承知しております。先ほど申し上げたアクト・イースト・フォーラムという協議の場を設けつつ、周辺地域との連結性強化も含めて、北東部としての開発の重要性を位置づけて支援しているところに、日本の支援の特色があると考えております。

○ 説明者 松本委員の御質問の1点目に回答させていただきます。

まず、若干間接的な回答になるのですが、竹は私有地等にも植林予定である一方で、国有林地の保全と森林被覆率の回復のためには、対象地に適切な樹種を選定し、植林予定です。

また、竹は主に将来的な伐採と加工・販売により、生計向上に役立てる目的で植林するものです。ゆえに密林の被覆率向上への貢献は限定的です。他方で、生物の多様性には貢献すると考えています。

直接的な回答としては、密林の被覆率向上のためには、植林面積として計画されている3万5000ヘクタールの土地に原生する樹種、サトウキビ、薬用植物等の苗木を植林する、これが直接的な被覆率向上に貢献すると理解しております。

松本委員の2点目の御質問です。

御指摘のとおり、竹の地下茎は深く張りませんので、斜面地では竹ではなく、より根を深く張る樹種を選定して植栽する計画でございます。

宮本委員の御質問の1点目です。

気候変動適応に資する森林造成・管理として、降雨による土砂災害のリスクが高い地区で、防災・減災に有効な場所や方法での植林活動を行う予定でございます。

緩和策に資する森林造成では、効果的に炭素の吸収・貯留を可能とする樹種を選定、植林方法を検討しています。

また、植林活動として、荒廃林地における天然の回復力を利用した植生回復を図ります。具体的には土壌荒廃や樹木の成長を脅かす雑草等、天然の植生回復の障壁となる要因を取り除きつつ、対象地の植生に適した種類の樹木及びサトウキビ、竹、薬用植物等の苗木を植林する予定です。荒廃林地においては肥料の散布や除草も行いつつ、対象地の植生に適した種類の若い木を植林する予定でいます。

薪炭材の収集のためには、過剰伐採による森林減少を防ぐための方法として、森林資源に依存する住民に対して、既に豊富にある竹資源を活用した代替生計手段を提供することを想定しております。なお、ミゾラム州の環境森林気候変動局の活動計画全体の中で、竹資源は伐採、加工・販売を通じて住民の生計向上に役立てる非木材林産物として位置づけられています。

宮本委員の御質問の2点目は、弓削座長の御質問への回答のときに回答いたしました。

最後に、宮本委員の御質問の3点目についてです。

今回の生計向上活動の恩恵を受けるのは約8万人の森林管理組合員のうち、約1～2割に当たる8,000人から1万6000人の所得の低い住民、特に森林資源に依存して生計を立てている住民と想定しています。ただ、正確な人数は協力準備調査を通じて確認いたします。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございました。

説明者からの説明について追加の御質問・御意見などがあれば、発言をお願いいたします。

松本委員、よろしく申し上げます。

- 松本委員 御説明ありがとうございます。

ちょっとイメージが湧かなかったのですが、私も4年ほど東南アジアで森林保全のプロジェクトをやっていて、竹林もそうですけれども、やや荒廃したような、そういう意味では大きい木がないようなところのほうが育つものと、そして、これは密林を増やそうとしているというのが一つのプロジェクトの中に書かれていたときに、少しクリアにしたいのが、これは結構ランドユースに関わるプロジェクトなのかどうかということですね。

つまり林地なり森林地を、ここは保護林として手をつけない、ここは例えばディグレイデッド・フォレストなので、ここでは竹を使ってインカムジェネレーションとセットでやろうとか、そういうようなプロジェクトなのかどうか、この案件概要書がどうも両方が書かれていて、どっちなのだろう、どういう全体構造なのだろうかというのは、私自身が十分理解できなかつたので、改めて御質問させていただく次第です。

- 弓削座長 ありがとうございます。

ほかに委員の方からの御質問・御発言はありますでしょうか。

西田委員、どうぞ。

- 西田委員 1点確認だけ、御説明ありがとうございました。

私の2番目の質問のところ、日本の特徴というのはよく理解できました。確認までですが、北東部でほかドナーは個別ニーズへの対応ということですねけれども、基本的にはマルチの機関と理解してよろしいでしょうか。世銀というような言葉があって、ただ、案件概要書のほうにはUSAIDも入っているので、アメリカは入っているのかなと思うのですが、バイではどういうドナーが入っているか、分かれば教えていただければと思いました。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、その2点について、説明者のほうから御回答をお願いします。

- 説明者 まず、1点目の御質問についてですが、基本的には疎林の密度を高めるというのが事業の中の大きな柱でございます。その疎林というのは基本、公有地にあるものです。御質問の1点目で回答したところですが、公有地では竹も育てるものの、基本的には竹よりも、そういったところに原生する樹種の密度を高め、それから、サトウキビ、薬用植物等も追加的にやるということですね。竹も少しはあるのですが、基本的にはそうした樹種のほうが多いです。

他方で、私有地においては、これは生計向上にも役立つという観点から、より竹の割合が多くなってきます。もちろん売れるとか、育てやすいというところで、薬用植物等も私有地であり得るのですが、基本的には竹が大層を占めると考えています。

- 説明者 2点目について、私のほうからお答えいたします。私が申し上げた世銀という意味ではマルチですけれども、この案件概要書のほうにはUSAIDもありまして、ただ、USAIDは他州も含めた広域的な支援をしているという理解です。北東部に重点的に注目した協議の場という意味では日本だけです。
- 松本委員 要は支援をしている他国のドナーには日本しかないということで理解していいですか。
- 説明者 この州単体への支援ではということですが、ただ、北東部という意味ではアメリカなどもあります。

- 弓削座長 よろしいでしょうか。

この案件については、ミゾラム州の共同森林管理組合及び州森林局の組織体制と課題、また、住民の生計向上やランドユースについて、それから、エコツーリズム、ミャンマーとの関係などについての御説明をいただき、多くのことが分かりました。委員の皆様が挙げられた点を踏まえた上で、協力準備調査を進めていただければと思います。どうもありがとうございます。

(3) タジキスタン（無償）「ハترون州ジョミ県給水改善計画」

- 弓削座長 それでは、次の案件に移ります。次はタジキスタン「ハترون州ジョミ県給水改善計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。
- 説明者 引き続きまして、本件の御説明でございます。本件の概要、それから、外交的意義につきましては、案件概要書に記載のとおりでございます。
それでは、委員の皆様からいただきました御質問に対して回答させていただきます。
- 説明者 竹原委員からの御質問についてです。
水源は既存の5本の深井戸を利用します。これらの深井戸は合計で1日当たり約10万人分の給水が可能と見込まれています。これらの深井戸からの水はジョミ町の中

心部に本事業で新たに建設する高架水槽及び配水管を通じて約7万4000人に供給されるようになります。ジョミ県は一部を除いて平坦な地形ですので、この高架水槽からの高低差を利用した自然流下方式で大半の住民に配水可能です。

次に、田辺委員からの御質問について、松本委員、弓削座長からも同じ趣旨のコメントをいただいております。

タジキスタンでは水道料金を支払いしない貧困層に対しては、もともと水道料金の減免措置があります。貧困層及び社会的弱者については、毎年各県の地方政府が対象となる住民のリストを作成し、当該県を管轄する水道公社に渡します。水道公社は、そのリストに基づいて対象者の水道料金の減免を行います。なお、この減免による水道公社の収入減への補填は、主要政府が一括して住宅サービス公社へ支払っています。

なお、従量課金制を導入した場合、特に貧困層にとっては、むしろ水道料金は一般的に安価になります。現行の定額制の料金制度では、1人1日当たりの水使用量を一律95リットルに設定しており、毎月の水道料金は95リットル掛ける家族数掛ける水単価掛ける30日で計算されています。世界保健機関が定めた1人1日に最低限必要な水の量は50リットルとされていますので、この原単位の95リットルは貧困層にとってはやや多いと考えられる水量です。このため、従量課金制設備を導入して、水道料金が実際の使用水量掛ける水単価になったほうが、特に貧困層にとっては料金が安くなる見込みです。

実際、過去に無償資金協力を実施したピアンジ県やハマドニ県の実績では、従量課金制を導入した後に、定額制のときと比べて料金が安くなった顧客が約半数ありました。したがって、従量課金制を導入しても貧困層が水道料金を支払いしない可能性は低いため、貧困層の水アクセスの問題が表面化する可能性は低いと考えます。

また、支払額が増加する顧客についても支払える範囲内で水量を調整するインセンティブが働き、支払い能力は問題ないと考えます。さらなる詳細については調査において確認いたします。

道傳委員からの1つ目の御質問についてです。

田辺委員の御質問に対する回答と関連いたしますが、現在、95リットル未満の水の利用者が引き続き95リットル未満の水を利用するならば、従量課金制では、同利用者の経済的な負担は低くなります。

一方、現在95リットル超の水の利用者が引き続き95リットル超の水を利用するならば、従量課金制では同利用者の経済的な負担は高くなります。

次に、道傳委員からの2つ目の御質問については、西田委員からも同じ趣旨のコメントをいただいております。

本計画では、日本製の水道メーターを設置し、スマート料金徴収システムを導入します。これは通常の携帯電話の回線を利用したシステムです。このシステムの概要は検針員の携行するPOS端末に検針結果を入力すると、通信回線を経由して中央のコ

ンピューターに転送され水道料金が自動で計算され、POS端末に送り返されるというものです。顧客は料金の支払いを現金、クレジットカード、プリペイドカード等で支払うことができます。

- 説明者 続きます、西田委員の1つ目の御質問です。宮本委員からも同じ趣旨のコメントをいただいております。

「中央アジア+日本」対話でございますが、中央アジアの安定と発展に向けた地域協力の推進のため、日本が他国に先駆けて2004年に立ち上げた対話枠組みでございます。本対話の枠組みの下、これまでにオンラインを含めて9回の外相会合を開催されたほか、事務レベルや民間を交えた対話を数多く開催しております。直近では本年4月にオンラインで外相会合が開催されまして、林外務大臣が議長を務めました。

2012年の第4回外相会合で表明されました日本側コミットメントの進捗状況につきましてですが、2012年から14年の最初の3年間に、日本は中央アジア地域に対して総額約14億ドルのODAを実施し、7億ドルのコミットメントを達成しております。また、同会合以降、外相会合をはじめとする様々な機会に農業、運輸、物流、ビジネス環境整備等の観点から貿易投資、それから、SDGs及び人間の安全保障の観点から感染症対策、防災、気候変動、環境、水等の分野、それから、国境管理の強化等の支援を含めまして、アフガニスタンの安定化に向けた協力などに取り組んできております。

また、2012年以降の国際環境の変化及び日本の政策を踏まえた今後の中央アジア諸国に対する経済協力の外交的意義につきましてですが、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行や昨今のアフガニスタン情勢、ウクライナ情勢を踏まえ、自由で開かれた中央アジアが、国際社会の様々なパートナーと協力しながら、法の支配に基づく国際秩序を維持・強化し、持続可能な発展を目指している時代に入ったと考えております。

今後とも、日本は自らを中央アジアの信頼できる主要なパートナーとして位置づけ、主要アジアの「開かれ、安定し、自立した」発展を支え、地域及び国際的な平和と安定に寄与することを目的とした外交を推進してまいります。こうした考えの下、日本は次回の外相会合を東京にて開催する予定でございます。

- 説明者 西田委員からの2つ目の御質問については、イノベーション技術及び日本の優位性に関しては、道傳委員からの御質問の2つ目の回答のとおりです。

次に、他機関が従量課金制をこれまで導入してこなかったのは、施設の整備に係る支援が中心で、本格的な技術協力が実施されてこなかったことが一因と考えられます。また、従量課金制の導入のためには、日本製のような良質の水道メーターを世帯ごとに設置し、検針員の指導を行うなどの手間のかかるフォローが必要です。

実際、最初に無償資金協力を実施したハマドニ県では、2014年の無償資金協力案件開始時の従量課金制導入率は1%でしたが、2017年に技術協力プロジェクトを開始した後、メーターを設置して67%にまで増加しました。世銀や欧州復興開発銀行（EBRD）等の他ドナーのプロジェクトでは、当初、従来どおりの定額制が採用されていましたが、ピアンジ県での無償資金協力案件の成功や、その後のJICA技術協力プロジェクトを通じ、従量課金制の優位性が浸透したことにより、最近では従量課金制が採用されるようになってきています。現在のタジキスタン全体での従量課金制の導入率は10%程度になっています。

全国展開の際の課題ですが、良質な水道メーターが現地で調達できないのが課題です。今後、技術協力等を通じて、現地生産や輸入の可能性を模索してまいります。

西田委員からの3つ目の御質問についてです。

環境社会配慮カテゴリ分類がBである理由は、環境社会配慮ガイドラインにある「影響をおよぼしやすいセクターの例示」の上水道、「影響をおよぼしやすい特性の例示」の地下水揚水に該当しますが、大規模ではないため、カテゴリBとしています。超過分供給水量の宛先はジョミ町周辺の農村です。地下水源への影響ですが、タジキスタンはパミール高原を抱え、中央アジアでも水源に位置しますので、水資源は豊富です。したがって、1日当たり1万立方メートル程度であれば、大きな影響はないと考えていますが、調査でしっかりと影響を確認します。

また、水因性感染症対策への医療支援や衛生教育支援ですが、今年度、新たに保健医療セクターでハترون州において「プライマリーヘルスケアプロジェクト」を開始します。このプロジェクトでは水と衛生の問題にも取り組む予定であり、本計画とも連携する考えです。また、JICAでは昨年、水と衛生に関する調査「National situation assessment of water, sanitation and hygiene (WASH) in health care facilities in Tajikistan」を実施しました。この結果のプロジェクトへの反映及び衛生教育も含んだ専門家の派遣等につき、検討しています。

松本委員からの1つ目の御質問に関してです。

ジョミ県では、既に旧ソ連時代に30キロの配水管が敷設され、水道が導入されています。したがって、それ以外の手押しポンプ式などの給水方法は住民が受け付けません。過去にハマドニ県への無償資金協力案件の形成時には、JICAから手押しポンプ式を提案したこともありましたが、住民が同意しなかったという経緯もありました。

また、本計画の計画給水区域内で、現在、水道のない地区の住民は、灌漑水道の水や浅井戸を利用していますが、当該地域は地下水の塩害が酷く、20メートル程度の浅井戸は飲用には使用できません。したがって、既存の深井戸を改修するのが最適と考えています。

松本委員からの2つ目の御質問は、既に田辺委員からの御質問のところで回答済み

です。

松本委員からの3つ目の御質問についてです。

従量課金制導入により支払料金が安くなる顧客に対しては支払う水道料金が小さいため、盗水の恐れはほとんどないと考えています。一方、支払料が高くなる顧客に対しては、支払う水道料金の額が大きいため、盗水の恐れはあるかもしれません。しかし、盗水により使用水量が大きく変化すると、検針員による顧客への確認や聞き取りが行われます。その結果、盗水が発覚すると、水道公社によってバイパス管が撤去され、罰金を支払う仕組みがあるため、盗水抑止につながるものと考えております。

次に、水供給量は、水源の状況や現地の地形、井戸とポンプのキャパシティー及び過去の無償資金協力案件の経験から、目標値の達成は可能と考えていますが、今後の調査において確認します。

最後に、料金収入は、従量課金制が導入されると節水が進み、その結果、余剰となった水を新たに拡大した給水地区に回すことができますので、顧客を増やすことで増加します。過去に無償資金協力を実施し、従量課金制が100%導入されたピアンジ県では、水道公社の収入は2017年の67.7万ソモニにから2020年には111.5万ソモニと1.65倍になっています。今般の計画では、給水人口が大きく増加するため、料金収入の目標値の達成は可能と考えています。

宮本委員からの1つ目の御質問については、西田委員からの御質問に対して回答済みであります。

宮本委員からの2つ目の御質問については、弓削座長からも同じ趣旨のコメントをいただいております。

当計画では、市内に配水管網を整備するとともに、各戸への給水管の接続も行う計画です。この給水管の各戸への接続工事を行うことで事業効果を発現させることが可能になります。他ドナーが実施する給水案件では、給水管の接続を利用者負担にしているものもありますが、この場合、供用開始後も顧客数が増加せず、運営のための十分な料金収入が得られないため、水道事業者の財務状況を悪化させる結果を招いています。

一方、無償資金協力により個別接続を行ったピアンジ県の場合は、供用開始直後から、計画どおりの料金収入が得られることで、著しく財務状況が改善しています。この結果、ピアンジ県水道公社は、住宅サービス公社傘下の水道公社の中で最も利益率の高い水道公社に成長しています。このように、ラストワンマイルとして給水管を各戸に接続することによる費用対効果は高いと考えています。

次に、料金回収に関してですが、タジキスタンは水道料金の回収が問題なく行われている国です。この背景としては、旧ソ連時代、国营工場や集団農場では電気や水道などの公共料金が天引きで給与から徴収されており、公共料金は支払うべきものとの意識があるためと考えられています。

定額制から従量課金制への移行については、先のピアンジ県及びハマドニ県での技術協力プロジェクトの際にも論点でしたが、同プロジェクトの教訓として、顧客は給水サービスが改善されれば従量課金制を特に問題なく受け入れることが分かりました。ジョミ県の場合、ジョミ町内であっても、現在の給水時間は1日順番に2時間程度で、しかも、公共水栓による給水となっていますが、本事業実施後は24時間給水かつ自宅で水をくめる個別給水となり、さらに住民にとって料金が安くなるとなれば、住民にとってはメリットのほうが大きいので、従量課金制を受け入れ、料金の支払い意欲はむしろ増すと考えています。

宮本委員からの3つ目の御質問についてです。

本事業により恩恵を受ける人口ですが、これまで給水を受けられず、本事業により新たに給水を受けられるようになる住民という点では、7万4000人から7,500人を引いた6万6500人となります。ただし、現在給水を受けられている住民7,500人も1日2時間共同水栓での給水ですので、本事業により恩恵を受けることになります。また、今回の給水は生活用水です。

弓削座長からの1つ目の御質問は、宮本委員からの2つ目の御質問で回答済みです。

弓削座長からの2つ目の御質問については、田辺委員からの1つ目の御質問で回答済みです。

弓削座長からの3つ目の御質問についてです。

EBRDや世銀、ADBの支援で建設された給水施設は、従来の最も水需要の大きいときの水量に合わせたロシア基準で建設されており、エネルギーを大量に消費する給水システムになっています。

事例として、我が国の無償資金協力で建設されたピアンジ県での給水施設は合計60キロワットのポンプが設置されていますが、EBRDが支援したほぼ同じ給水人口のツルスンゾダ県水道公社では、配水ポンプだけで400キロワットのポンプが設置されており、我が国の設置した設備の約7倍のエネルギーを消費するシステムです。また、従来のロシア基準では、夜間は配水ポンプを止めることが多く、24時間給水でない給水システムも多くあります。このため、本事業では、エネルギー効率が高く、かつ24時間の給水サービスを可能にする日本の設計基準に従って給水施設が建設されます。

他の事例として、現在、世銀がボセ県で給水施設の整備を実施していますが、個別の給水管引き込み工事を受益者負担としているため、計画どおりの顧客数が得られていません。本計画では市内に配水管網を整備するとともに、各戸への給水管引き込み工事も行います。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。
松本委員、お願いします。

○ 松本委員 御説明ありがとうございました。

特に従量課金制度の導入によるプラスの効果というのは、あまり考えたことがなかったのですが、ある意味で結構勉強になりました。

そういう点で、おっしゃったように、こういう支援をする国があまりないと、それは手間がかかるとかいろいろおっしゃっていたのですが、こういう場合は従量課金制度がうまくいく、こういう場合は気をつけたほうが良いというようなことを、評価室の方もいらっしゃるので、この学びは結構大事なかと今思っています。この適正会議にも何度か出てきている類の案件ですので、先ほど言ったソ連時代に、既に配水管網が出来上がっている。それもすごくプラスの要素だと思いますし、どういう条件があるときに、こうした従量課金制度を導入すると効果的であるかとか、どういうときには合わないみたいなことを、そうした経験の多いJICAのほうでまとめられるというのはすごくいい材料になるなと思って伺いました。私からはコメントだけです。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

田辺委員、どうぞ。

○ 田辺委員 貧困層への負担がむしろ減る可能性が高いということだったのですが、他方で、期待される効果の中で、水道公社の料金収入が8倍ぐらいに上がっているのですが、相当の人々の水道料金の負担は増えるのではないかと想定されるのですけれども、その増える方々というのは十分な支払い能力があり、負担増に対する理解が得られる可能性が高いと理解してよろしいですか。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

では、説明者のほうから御回答をお願いします。

○ 説明者 田辺委員からの御質問については、今般の受益者は約7万4000人となっておりますが、そのうち約25%がジョミ町中心部に住む方であろうという想定であります。都市部の方は特に支払料金が高くなると考えておりますので、結果として、水道公社の料金収入が大きく増加すると考えております。

○ 原部長 松本委員からお寄せいただきました料金収入がうまくいくケースについての評価結果の分析など、JICAにおいても進めていきたいと思っています。

- 松本委員 私はコメントのところというか、事前のところでは書かせていただいたのですが、今回、外交的意義のところ、通常私たちが目にするのは国際場裡において日本の立場を支援してみたいな決まり文句があるのですが、この案件については、そういうことではなくて、グローバルイシューに対して共同に取り組んでいるという点で外交的意義があると、私はこういう書き方をされるのは大事なことだと思っているので、ぜひこうした国際社会における、もう少し狭い国益を超えた日本としての外交意義というのが、ここに書かれることを期待したいなと思っております。

以上です。

- 弓削座長 今のことに関してコメントはありますか。

- 説明者 ありがとうございます。

いただいた御意見を踏まえまして、引き続き中央アジアに対する外交政策、それから、中央アジアの各国にいかなる支援をしていくかということについては不断に検討してまいりたいと思っております。

- 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、この案件に関しては、従量制課金制度の導入の影響について、特に貧困層の水道料金の支払いとの関係、また、日本のイノベーション技術や費用対効果などについての御説明をいただきました。委員の皆様から御指摘のあった点を踏まえて協力準備調査を進めていただければと思います。

(4) ネパール（無償）「トリブバン国際空港航空交通管制施設整備計画」

- 弓削座長 4つ目の案件に移ります。次はネパール「トリブバン国際空港航空交通管制施設整備計画」です。外交的意義の説明、委員のコメントに対する回答をお願いいたします。

- 説明者 引き続きまして、今、御紹介いただきましたネパール「トリブバン国際空港航空交通管制施設整備計画」についてです。

外交的意義につきましては、お手元の案件概要書に記載されているとおりです。なお、案件概要書の記載のうち、3の(2)のところですが、計画概要の(2)その他特記事項の1行目にトリブバン国際空港は「唯一の国際空港」と記載しておりましたが、2022年5月に、ネパール人の海外出稼ぎ労働先の主要国第5位のクウェートとの間で、出稼ぎ労働者の利用ニーズを踏まえて、それまで国内空港であった

空港、具体的にはネパール南部のゴードム・ブッタ空港において国際線が週3便運行し始めたことが確認をできましたので、記載を「唯一の国際空港」と先ほど申し上げたものから「基幹的かつ重要な国際空港」と修正させていただいております。

続きまして、委員の皆様からいただきました御質問に対して回答を申し上げます。

宮本委員の質問の1番目でございます。田辺委員からも同じ趣旨の御質問をいただいているところでございます。

ネパールでございますけれども、伝統的に非同盟中立であり、ネパールが保有する軍用機は、ミリタリー・バランスによりますと、輸送機5機とヘリコプター15機のみということになっており、戦闘機・爆撃機は保有をしておりません。

その上で、ネパールの運用機による本空港の過去の使用実績につきましては、同空港を所有・運用しているネパールの民間航空庁という文民組織でCAANと呼びますけれども、こちらによりますと、民間機に比べて極めて少ないとして、具体的な利用回数につきましては一般公開できるデータがないという説明でございましたので、外務省のほうでさらに情報収集をしましたところ、私どもとしては、軍の利用回数は航空機の離発着数全体の1～2%程度であろうと考えており、極めて少ないといえます。

このCAAN、民間航空庁によりますと、軍による空港利用目的は、災害対応や救援物資運搬等の非軍事目的に限定されており、大使館を通じネパール軍からも直接聴取をいたしました結果、空港使用例としては災害対応、具体的には2015年に震災がございました。それらや病院搬送、山岳清掃活動、要人輸送に使用している旨、回答がございました。

これに加えて、軍が空港を利用する際、これは必ずCAANの許可が必要となっているほか、このCAANは本計画で建設される管制塔及び管制センターは文民が管理することを約束しています。

本整備計画は、飛行場を含む航空安全向上のためという案件の性質上、軍用機の離発着自体を裨益対象から排除することができないものの、本計画で整備された施設を軍事目的に使用しないことを交換公文(E/N)において確認するとともに、モニタリングや事後評価なども行っていく予定です。具体的には実施機関との定期的なやり取りにとどまらず、空港を利用する軍用機の数や種類などを把握していき、その構成が変わる場合は先方政府と大使館・JICAが議論していくなど、注意を払ってフォローを行ってまいります。

○ 説明者 宮本委員からの2つ目の御質問についてお答え申し上げます。

トリブバン国際空港の需要につきましては、国際線の旅客数につきましては、2030年に1100万人、2040年に1700万人に増加する見込みとなっております。貨物の取扱量につきましては、需要予測の値を申し訳ございませんが持ち合わせておりません。実績としましては、21年に約3.2万トンとなっております。

加した実績となっております。

本計画を通じまして、航空需要増加に対応するための空港の処理能力の向上の見込みですが、本計画の主な目的がトリブバン国際空港における管制運用上の安全の向上ということですので、需要増加への貢献は間接的になると想定しております。本計画による具体的な貢献度につきましては、協力準備調査で確認をさせていただきたいと考えてございます。

○ 説明者 宮本委員からの3つ目の御質問です。

航空業務に関する日本とネパールとの間の協定ですが、定期国際航空業務を安定的に運用するための枠組みでありまして、その付表は両国の指定航空企業が運航することができる路線を定めるものです。2019年1月に行われた協定の付表改正は、航空自由化を促進するとともに、運用上の柔軟性を高める観点から、両国の指定航空企業が乗り入れ可能な地点に関する制限を原則的に取り除くものであり、当時の河野外務大臣がネパールを訪問した際に、大臣によって交換公文（E/N）への署名が行われました。この付表改正を受けまして、2020年3月にネパール航空のカトマンズ・成田の間の定期便が初就航するなど、人的交流の活性化のための基盤が強化されております。

近年、二国間の人的交流はますます活発になっておりまして、2019年にネパールを訪問した日本人は3万人以上となりました。新型コロナの世界的流行で人的交流は停滞したものの、現在は、付表改正によって実現しましたネパール航空によるカトマンズ・成田間の直行便が週1回運航しております。日本とネパールの間での人的交流のさらなる回復・発展が期待されます。

また、在日のネパール人数は約9万7000人です。そのうち、ネパール人留学生は2万4000人で、その数は中国、ベトナムについて第3位であります。ネパールとの間では、今後も活発な人的交流が期待できます。

○ 説明者 続きまして、弓削座長からの1つ目の御質問、期待される開発効果についてお答え申し上げます。

現在の管制施設の課題としましては、既存の管制塔では高さが不十分で、飛行場内の航空機や関連車両等の正確な監視や安全な誘導が困難であるという点と、管制塔や管制センターの老朽化といった問題が指摘されておりまして、本計画はこれらの施設の建て替えを行うものとなっております。

年間航空機の発着回数は2018年時点で約13万回であり、2030年には約14万回になると予測されておりますが、本計画の実施により、このような航空需要の増加に対応した安全で効率的な管制が可能となると考えています。

ネパールは内陸国であり、基幹的かつ重要な空の玄関口として国際空港の運営の効

率化及び安全性の向上を図ることは、ネパール国民のライフライン確保の観点を含めまして、同国の経済成長にとって死活的な重要な問題であると考えています。適切な目標数値の設定及び正確な見込み値につきましては、協力準備調査で確認をさせていただきたいと考えています。

続きまして、弓削座長からの2つ目の御質問、別途実施予定の技術協力プロジェクトに関してです。道傳委員からも同じような御質問をいただいております。

別途実施する技術協力プロジェクトは、需要増加に対応した案件内容となっております。具体的には離発着の時間を最適な状態に調整して、それを管理することで、上空での混雑を緩和することを目指してございます。これによりまして、多くの航空機の発着が可能となるような仕組みの導入を行います。離発着情報は管制官のみならず、地上のグランドスタッフを含めた関係者で共有いたしますので、空港全体として無駄のない効率的な運営を行うものとなっております。

また、本計画で導入する飛行場面の監視システムに関する研修も、この技術協力プロジェクトの中に含まれてございます。

続きまして、竹原委員からの1つ目の御質問に移らせていただきます。ADBによる滑走路の拡張整備計画との関係でございます。

ADBとは常日頃から意見交換を行ってございますけれども、ADBによる支援と本案件の具体的な連携については今後の調査の実施の際にADBと詳細に協議をする予定でございます。基本的にはADBにより拡張された部分も含めまして、新しく造る管制塔で目視が可能、もしくは監視システムがしっかりとその面もカバーできることが重要だと考えてございます。

続きまして、竹原委員の2つ目の御質問で、本プロジェクト、それから、技術協力プロジェクト、ADBのプロジェクトについて一体的に進められるではないかという御質問をいただいております。

空港の面的拡大と航空安全性は密接に関係すると考えておりますので、ADBとも連携・協議の上、本計画を進める必要があると認識してございます。ADBのプロジェクト及び実施予定の技術協力プロジェクトでも連携を図りつつ、相乗効果の具体化に努めてまいります。

続きまして、田辺委員からの1つ目の御質問でございます。旅客数データに関するものでございます。

同空港の旅客数は、2019年は約700万人、2020年は約200万人、21年は約500万人となっております。2020年は新型コロナの影響で落ち込んでおりますけれども、現在は回復傾向にありまして、今後も空港需要の増大傾向は続くものと考えてございます。

○ 説明者 続きまして、道傳委員の2つ目の御質問でございます。西田委員や松本委員

からも同じ趣旨の御質問をいただいております。

軍民共用という部分ですけれども、相手国の面積や人口、経済発展の度合い等によっては、空港や港湾のような大規模インフラが国内にわずかしかなく、かつ軍民共用となっており、そうした施設が当該国の社会経済上の福利向上に重要な役割を果たしているケースが見られます。そうした実態に即して、軍も使用する施設に対する支援の是非につきましては、これまでも軍事的用途及び国際紛争助長への使用を回避するとの原則を踏まえまして、①趣旨・目的、②対象主体、③内容・効果を個別具体的に検討し、当該国の開発需要、ガバナンスを含む経済社会状況、二国間関係等を踏まえた総合的な判断を行ってきております。

軍民共用施設における軍民双方が使用する部分についても、軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避の原則を踏まえ、個別具体的に検討するとの点に変わりはありません。

線引きにつきましては、案件ごとに注意すべき点が異なるため、網羅的に判断基準を示すことは困難ですが、例えば対象施設における軍の利用状況や、仮に利用する場合には、その目的が非軍事目的といえるか、それから、供与される機材や建設される施設が軍事能力の向上に直接的に寄与する形で転用され得ないものか、それから、交換公文（E/N）により軍事目的に使用しないことを明文で確認できるか、それから、事後のモニタリング実施が確保できるかなどに着目し、実態に即して軍事利用を回避するための歯止めが十分に担保できているかどうかを検討しております。

今回の案件につきましては、ネパールの基幹的かつ重要な国際空港を対象としており、軍も利用する一方で、ネパールの社会経済上の福利向上に重要な役割を果たしているケースです。ネパールの首都にあり、極めて重要な空の玄関口であるトリブバン国際空港の管制塔及び航空交通管制センターの建て替え並びに飛行場の監視システムの整備を行うことにより、航空需要の増大に対応するとともに、航空管制業務の質の向上を図り、もってネパールの経済成長に寄与するものであり、協力の趣旨・目的は、非軍事目的であると言えます。

そして、支援対象である実施機関及び空港運営を担うCAANでございますが、これは先ほども御説明しましたとおり文民組織であります。支援対象施設に軍の要員が配置されるものではございません。

支援の内容・効果につきましても、目的は航空安全の向上でございますが、ネパール国内で軍が利用できるほかの国際空港がない中で、ネパール軍による利用を排除することはできませんが、軍による利用状況は極めて少ない回数でして、その利用目的についても、CAANの説明によりますと、災害対応等の非軍事目的に限定され、軍の利用には必ずCAANの許可が必要となっております。

また、ネパールは、伝統的に非同盟中立である上に、国の実態としても道路が未整備な上、ヒマラヤ山脈を抱える険しい立地条件もございます。こういったところから

軍以外の組織が災害救助を展開するのは難しい状況にあります。

本計画についてですけれども、ネパールの外交方針、それから、背景、実態を含めた関連情報を踏まえつつ、また、その支援をしない場合の外交的な影響ですとか、ネパール側の協議を通じて得られた先方の総意、すなわち軍のトリブバン空港の利用は非軍事であるという強固な立場を貫いていること、それから、本計画で整理された施設を軍事目的に使用しないこと交換公文（E/N）によって確認するとともに、モニタリングも行っていく。具体的なモニタリングとしましては、実施機関との定期的なやり取りにとどまらず、軍用機の数や種類などを把握していき、その構成が変わる場合は、先方政府と大使館・JICAが議論していく予定です。

いずれにいたしましても、本案件は軍事的用途及び国際紛争助長への使用の回避に抵触しない案件であるとの考えでございます。

- 説明者 続きまして、西田委員からの御質問は、道傳委員からの御質問のところでお答え済みでございますので、松本委員からの1つ目の御質問に移らせていただきます。CAAN、民間航空庁の財政基盤を含む管理運営能力についてお答え申し上げます。

JICAは2013年以降、無償資金協力や技術協力プロジェクトを通じて、CAANを対象として支援を実施しておりまして、これらの協力に必要な先方の人員や予算は手当がなされてきております。そのため、管理運営能力の観点では改善が図られていると考えております。また、同機関の前年の会計年度におきまして目標としていた約67億ルピーを上回る数字、74億ルピーの収入が得られている。その年間予算の中で、運営を実現し、財政面での進歩が見られるというような報道がございます。

松本委員からの御質問の2つ目につきましては同じく回答済みでございますので、こちらで御説明を終わらせていただきます。

- 弓削座長 ありがとうございます。

説明者からの説明について追加の御意見・御質問があれば発言をお願いいたします。

それでは、松本委員、宮本委員、西田委員、竹原委員の順番でよろしいですか。

松本委員、お願いします。

- 松本委員 御説明ありがとうございます。

大変丁寧に軍民共用のことについては御説明いただいたかと思っておりますし、この会議、アカウントビリティを高めるといふ意味からいくと、今のような御説明は非常に重要だと感じております。その上で、確かに今、大綱の改定の議論の中でも取り上げられているだけに、あえて繰り返し質問をさせていただきます。

ODAを供与する協力準備調査をする段階でそれらを確認し、さらに交換公文（E/N）を持って、そこを確保していくというところまでが、事前の段階では多分かなり精

一杯のところかなというのは、一定の理解はもちろんいたします。

一方で、それを破ったらどうなるのだろうかということも同時に議論の対象になると思うのです。この場で、公的な約束を破ったことを前提の議論はできないということも、一つの返答の仕方としてはあるかもしれませんが、しかし、大綱の議論もありますので、ここで伺いたいのは、仮に交換公文（E/N）でそううたっていても軍事用途に使われていたことが判明した場合、抗議はされると思うのですが、それより先に何かそこに対して日本政府の立場をしっかりと貫くための方策として、抗議以外に方法があるのだろうかという点についてお伺いをしたいと思っています。

モニタリングもちゃんとやられていますし、こうした交換公文（E/N）もしっかり整えていらっしゃるけれども、さはさりとして、国際情勢が不安定な中で軍事用途に使わざるを得ないような国際情勢になったようなときにも、どのような対応を日本ができるのか、この点について御質問をさせていただきたいと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

続けて、宮本委員、お願いします。

○ 宮本委員 宮本でございます。御説明ありがとうございます。

部品供給体制、維持管理予算、メンテナンスの確保のところですが、質問というよりはお願いです。

要は今回のネパールの件も同じT I Aということなのでしょうが、2006年、要は16年前の事後評価をベースに教訓がある。あと、先ほどのパラオの橋の架け替えの案件も2005年の事後評価がベースになっている。例えば気候変動だとか生物多様性関連であれば、こういった長いタームの事後評価というか教訓もあり得ると思うのですが、メンテナンスの件に関しては、よく案件説明書の中で、予算の確保を含む維持管理体制を調査にて確認の上、対応するという一文が乗っかるケースが多いと了解しています。

調査した後、予算が確保できなかった背景・理由は何か、要は財源の確保ができていないとか、あるいはプロジェクトの事業体と政府支出の意思決定者と連携が不足していたのか、政権が交代したのか、あるいはこれはG20の原則でも明確に打ち出されていますが、メンテナンスを含めたライフサイクルコストに対する中長期の現地政府のコミットメントというか認識が薄いのか、こういったところをぜひ概要説明の部品供給体制、予算確保のところでも説明していけると、PDCAも回しやすいのではないかと。

先ほど御説明の中で、このT I Aは2040年、1700万人ですか、国際線のお客さんが来るというお話がありましたが、2040年時点の開発協力適正会議で、2022年の事後評価でこうなったという（メンテナンスに関して今回と同じような議

論)、これは避けたほうがいいのかなど思っている次第です。

以上です。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、西田委員、お願いします。

○ 西田委員 民軍両用の考え方について、大変丁寧な御説明をいただきまして、ありがとうございました。今回のケースについて、考え方は非常によく分かりました。

その上で、確認までにお聞かせいただきたいのは、私の質問の2点目でありまして、50回会議で扱ったミャンマーの空港整備計画の際に、円借款供与の交換公文(E/N)においても軍事目的の使用禁止について記載する予定という回答がありました。この際、たしか予定地のすぐ近隣に空軍の所有する土地があり、これはどういう関係なのかというようなことを伺ったような覚えがあります。たしかその際には、軍が使う予定のものではありませんという御回答だったような気がします。

他方で、結局、この軍事目的の使用禁止について記載するという事なので、今回のように、民生目的の活動と先方政府が主張するものについては、これは認めるという理解で考えればよろしいのかということをお教えいただければと思います。先ほどの御説明の中では、このネパールの空港における非軍事目的の活動というのは、災害対応、救援物資、病人搬送、要人輸送等々が挙げられておりましたが、要人輸送などになってくると、ミャンマーの場合、要人がみんな軍人ですので、軍人の輸送のために使われるのではないのかというようなロジックもできてくるのではないかなと思うのですけれども、ここら辺の考え方を今一度お知らせいただければと思います。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、竹原委員、よろしくお願いします。

○ 竹原委員 御質問に丁寧に答えていただき、本当にありがとうございました。

私はお願いごとでございまして、ADBとの協議といいたましようか、日頃から意見交換をされているということで一つ安堵いたしました。重複とか、そういうものがないように十分お気をつけていただいていると思うのですが、今後もこういった活動を行っていただけたら大変ありがたいと思います。

それから、田辺委員からの御質問でお答えいただいたのですけれども、旅客数の推移が、19年が700万人で20年が200万人に減って、21年は500万人で回復傾向にあると、これはコロナ後の世界が19年の世界と同じかどうかというのは誰も予測が難しいところなのですが、この辺りの需要の予測が鍵の一つになるかと思っておりますので、国際情勢が緊迫しているのもありますし、その辺り、専門家の目でしっか

り分析いただいて、我々にフィードバックいただければと思います。

以上でございます。

○ 弓削座長 ありがとうございます。

それでは、説明者のほうから御回答をお願いします。

○ 説明者 それでは、JICAのほうから先に回答を申し上げます。

宮本委員からコメントをいただきました維持管理予算の観点でございますけれども、今後もどこが大きな阻害要因となっているのかを正確に把握して、対応に努めるようにいたします。どうもありがとうございます。

竹原委員から御指摘をいただきましたADBとの関係、それから、需要予測のところにつきましても、それを踏まえて慎重に調査を進めたいと思います。ありがとうございます。

○ 説明者 ありがとうございます。

まず、松本委員から御質問のありました、この件でももちろんモニタリングはしっかり行っていくと申し上げましたように、モニタリングについても例えば軍の飛行機の構成が変わるような場合には、大使館・JICAとのやり取り、それはふだんのやり取りのみならず、そういったこともするという形でやっていくということであります。もちろんそれが違うような場合については、その前に、今申し上げたようなやり取りというのが、例えば軍の飛行機の数が変わったということであれば、それは当然そのやり取りの場を設けさせていただくことになりますので、当然最初の中で進展は確認していくことは、私から申し上げた中に入っていると考えております。

西田委員からの件ですけれども、私から御説明を申し上げましたように、軍民双方が使用する部分への支援について、基本的な考え方を先ほど御説明を申し上げました。具体的には軍利用の歯止めについて担保できているかという観点から、その趣旨・目的、それから、対象主体、内容・効果ということを個別具体的に検討した上ということを申し上げた次第でございます。ネパールの場合とミャンマーの場合と個別の判断というのはあると私は理解しております。

○ 弓削座長 山崎課長、どうぞ。

○ 山崎課長 開発協力総括課長の山崎です。補足でございます。

松本委員から御指摘のあった抗議はするのだろうけれども、それ以外にエフォートはないのかという御指摘です。確かに交換公文（E/N）上は国際約束で結びますけれども、問題があるときは、先方政府とお互い協議しましょうというところまでは書い

ています。なので、最初の行動は抗議申し入れなのだと思います。そこで申し入れていく中身は、もしそれが事実なのであれば、即時利用の停止になるのでしょうか、また、再発防止というのも求めていくのだと思います。

その上で、従わない場合は、そこは相手国の対応を見てどう今後対応していくかという選択肢になっていくのだと思います。強制的に何かを押し付けていくというようなことはできない中で、どういったことができるかというのを考えていくのだと思います。私どもの抗議、あるいは申し入れに対してどういう反応をしてくれているのか、事実関係は一体どうだったのか、それを踏まえた上で、では、次はどうするのか、私ども国際協力局の立場からすると、ほかにも今後の支援とかを検討していくことも可能性としてあるのか、ないのかということも含めた検討になっていくのだとも思います。

外交的な手段の中で、できる限りのことをやっていくということなのだろうと思います。

あと、西田委員からの先ほどの御指摘について、説明者が説明したとおり、民生目的と相手が言っているからそのまま信じるのですというのではないのだと思います。個別にちゃんと評価して、その上で、相手の言っていることが本当だろうかということとちゃんと裏付けを取った情報収集をすることが大事なのだと思っています。

以上です。

○ 弓削座長 どうもありがとうございました。

田辺委員、どうぞ。

○ 田辺委員 非軍事目的の範囲についてお伺いしたいのですが、先ほど輸送機とヘリコプターのみということで、攻撃能力がないということだったのですけれども、軍事訓練であるとか、国境でのいざこざがあったときの部隊の移動が、この空港において行われるということは軍事目的の利用になり得るのではないかと思うのですけれども、その辺りはどうでしょうか。

○ 説明者 非軍事目的の定義、範囲ということですが、開発協力で相手国の軍の関係する場合、その協力は非軍事目的の開発協力で当たるか否かというのは、先ほど申し上げた協力の趣旨・目的、それから、対象主体、それから、内容・効果の観点から個別具体的に検討することになっておりますと申し上げておりますので、一概に申し上げることは困難かと思えます。

他方で、感染症対策、災害救助、紛争・災害後の緊急人道支援、それから、復旧・復興支援、民生の支援といった項目について、非軍事目的の開発協力の文脈では、一概に申し上げるということは難しいと思います。

- 山崎課長 補足でございます。今、御指摘をいただいた確かにヘリコプターとか、輸送機とか、軍隊においては部隊を移動させる手段として確保しているのが一般的でございます。

私どもは説明の中で網羅的に判断基準を示すことは難しいですけれども、例えばといって幾つか例を挙げさせていただいているのですけれども、その中で、対象施設における軍の利用状況と、あとは仮に利用する場合には、その目的が非軍事目的といえるかどうかということを考えるようにしています。

そういう意味では、田辺委員がおっしゃられたような事態、例えば国境の紛争において部隊が移動していく等の事態について、その側面だけを切り出して判断するかどうかは別として、個別的な状況によって、その2つの要素というのは特に一体どうなのだろうかというのを考えるのかなという気がします。あとは、ほかの例示させていただいた要素も含めて総合的に考えるということかなと思います。

- 弓削座長 どうもありがとうございました。

松本委員、どうぞ。

- 松本委員 先ほどの山崎課長のお答えに対してなのですが、とにかく外交手段を使ってというのはすごくよく分かりますが、どこまであるのかというのは伺いたくて、例えばこれは無償の案件ですので、出してしまったら終わりかもしれませんが、有償であれば途中で支払いを止めるであるとか、あるいは同時に進行している同国の他の事業、オンゴーイングの事業も一旦止めるとか、これは恐らく交換公文（E/N）というよりは、もしかするとグラント・アグリーメントやローン・アグリーメント、要するにJICAのほうの契約との関係も出てくると思うのですが、こういうことは可能かどうかということをお伺いしたいのですが、お願いできますでしょうか。

- 弓削座長 コメントをお願いします。

- 山崎課長 国際約束上は、交換公文（E/N）上、案件を中止するときには相手国政府の同意が必要です。なので、そこは一方的に止めるということは、今の交換公文（E/N）上はできないと理解しています。ただ、あくまでもそこは協議して相手国の理解を得られるように協議していくということなのだと思います。

- 弓削座長 ありがとうございます。

この案件ではトリブバン国際空港の軍による災害支援等を目的とした利用は排除しないという部分に関連して、委員の皆様方から多くの質問がありました。

それに対して説明者からの御丁寧な回答をいただき、また、万が一軍事目的に使用

された場合の日本の対応についても御説明がありました。御説明では、この案件については支援の内容・効果の目的は航空安全の向上であり、協力の趣旨・目的は非軍事目的であること、そして、この事業で整備された施設を軍事目的に使用しないということ交換公文（E/N）において確認する。加えてモニタリングでは実施機関との定期的な協議にとどまらず、空港を利用する軍用機の数や種類などを把握して、その構成が変わる場合は先方政府と大使館・JICAが議論する予定であるということも伺いました。これらの点に細心の注意を払って協力準備調査を行っていただきたいと思えます。よろしく願いいたします。

3 事務局からの連絡

- 弓削座長 それでは、4つ目の案件が終わりまして、ちょっと時間が超過しているのですけれども、事務局から連絡事項につき、発言をお願いいたします。
- 山崎課長 次回の適正会議の日程は申し合わせどおり、12月20日火曜日に開催予定です。どうぞよろしく願いいたします。
- 弓削座長 遠藤局長、どうぞ。
- 遠藤局長 一言だけ。本日は、非常に詳細な形で様々な論点にわたる御議論をいただきましてありがとうございました。この会議、まさにODA各案件についてのアカウンタビリティ、実施の適正性を確保していくために、非常に重要な役割を果たしているということを改めて、初めて自分自身が出席させていただくことで実感いたしました。

我々の方の考え方、それぞれの案件についてできる限り丁寧に御説明を引き続きさせていただきたいと思っておりますし、幾つか、例えばこの無償と有償との関係、あるいは最後の案件での非軍事目的という原則の在り方、非常に中長期的な課題として見ても大事な論点というのが出てきたところでありますし、さらには様々な案件でのメンテナンス、制度をどのようにそれぞれのインフラとともに考えていくのかというようなところについても御議論いただいたところでございまして、これらは今後、我々がODAを実施していく過程においても生かしていければと思っておりますので、引き続きよろしくお願い申し上げます。
- 弓削座長 どうもありがとうございました。大変重要な点でした。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上をもって第65回「開発協力適正会議」を終了いたします。皆様、

どうもありがとうございました。

1 パラオ「ミナト橋架け替え計画」(無償資金協力)

<宮本委員>

(1)日本は「新コロール・バベルダオブ橋建設計画」(1999年、2005年に評価)で同橋梁を建設、ミナト橋は米国の資金、韓国の技術により建設された後、「島間連絡道路改修計画」(第2期2005年)で日本が一部箇所の補修を行ったとのことだが、2005年時点で約20年弱後に塩害によるコンクリートの劣化進行による「ミナト橋」の著しい崩落の危険性については、技術的に予見できなかったと了解していいのか。また、今回はなぜ日本に要請があったのか、他の橋梁はどのような状況にあるのか(崩落の危険性)、日本に他国との比較で特に期待されていることは何かについてご説明いただきたい。

(2)米国から歳入の約2割の財政支援を受けているとのことだが、同国全体の歳入構造概要についてご説明いただきたい。米国の財政支援は米国からの単年度予算に基づき、毎年支援額が変動するものなのか、支援資金の用途への制限等が設けられているのかも含めてご説明願いたく。

(3)ミナト橋はどのような車両が通行し、どの程度の強度が求められているのか。BPWが定期的な点検を行っているものの、点検・維持管理レベルを引き上げるべく今回は技術指導・課題別研修を検討するとしているが、橋を通行する車両への荷重制限を加えたり、塩害への対応含め異常をできる限り未然に防ぎ、橋の寿命をより長くするような統合的なプランも含めて検討しているのかをご説明いただきたい。

<弓削座長>

運営/維持管理体制に関しては、公共基盤・産業省公共事業局(BPW)に「技術系職員が不足しており、異常が見つかった場合の原因究明・対処法に係わる知見が蓄積されていない」とあるが、次の点を教えて下さい。

(1)BPWの技術系職員の現状:どのような技術レベルの職員が何人いるのか。

(2)必要な技術指導は、具体的にどのようなものか:どのレベルの何人の職員に、どのような技術指導と研修が必要か。十分なレベルに達するためには、どのくらいの指導・研修期間が必要か。

(3)ミナト橋の運営・維持管理が問題なく行われるためには、技術指導、海外協力隊員派遣、課題別研修がどのようなタイミングで実施されることが必要でしょうか。その実施は可能でしょうか。

(4)BPWの補修予算の確保の状況について、現時点で得ている情報があれば教えて下さい。

<竹原委員>

2005年に島間連絡道路改修計画において、メンテナンスを含む必要な修復等が実施されたとのことですが、それから15年強を経過したところで、落橋の懸念が生じているとのこと。

2005年の手当てに不十分なところがあったのではないかと感じます。

本案件では、塩害などの過酷な自然環境を勘案して、実施されるよう期待いたします。

万全を期そうとすれば、それだけ費用が嵩む可能性が出てくることは悩ましい所ではありますが。

<田辺委員>

(1)「塩害によるコンクリートの劣化の進行が著しく崩落の危険性が指摘されて」いるとあるが、パラオの基準または日本の基準と照らして架け替えが必要だとする根拠を教えてください。

(2)実施機関 BPW の技術系職員の不足により維持管理が適切に実施できていないことが指摘されているが、対策として技術指導や研修のみで十分なのか。維持管理予算を適切に確保するよう、同国への働きかけが必要ではないか。

<道傳委員>

(1)太平洋島しょ国では、今年4月にソロモン諸島が中国と安全保障協定を締結するなど、中国による拠点化への警戒が強まっている。ミナト橋の架け替えを始めとする支援を通して、日本はどのような外交的な関与の方針であるのか、概要をご教示ください。

(2)所得水準が相対的に高い一方で、人口や経済規模が小さく、国際的な経済の変動に脆弱な国については、パラオ同様、無償資金協力が検討されることになるのでしょうか。いずれの場合も総合的な判断と拝察しますが、その場合、公平性を担保しつつどのような criteria が検討されるのでしょうか。

<西田委員>

(1)相手国の政府高官から優先プロジェクトであるとして要請を受けたことは、無償資金協力の外交的視点に加味すべき事項なのでしょうか。また、返済能力の観点から有償資金協力が困難である国に対しては、各国および国際機関はどのように対応しているのか、ご教示ください。

(2)運営維持体制について、技術系職員の不足が根本原因であるとされています。人員的に余裕のない組織に対して、追加の技術指導や研修を行うことは逆に負担となるのでしょうか。むしろ、職員増に向けた取組みを支援する方が良いような気も致しますが、いかがでしょうか。

<松本委員>

JICA・日本経済研究所(2020)『パラオ国 開発と投資促進に向けた経済・主要セクター情報収集・確認調査 ファイナルレポート』(p.12)には、2018年の対外債務残高は適正な水準にあると書かれている。高中所得国で、世界銀行のIBRD卒業国であるパラオに対して、なぜ有償資金協力で対応できないのかご説明頂きたい。

2 インド「ミゾラム州生物多様性保全・森林整備計画」(有償資金協力)

<弓削座長>

(1)共同森林管理組合について:

ア 現状を教えてください:管理組合の数や組合員の数、活動状況、課題・問題点等。

イ 「共同森林管理組合等の組成・活動支援」が計画されていると書いてあるが、具体的にどのような支援が必要とされているか。

(2)ミゾラム州におけるエコツーリズムの現状と、期待される内容、効果・経済的価値について教えてください。

(3)州森林局の組織体制強化に、事業実施体制の強化が含まれているが、問題・課題はどのようなもので、どのような強化が必要とされているのか

<竹原委員>

本案件の目的と意義を理解するものであります。

ただ、ミゾラム州の主要産業は農業とのことであり、森林被覆率の低下を招いた主原因の一つである、焼き畑農業について、抜本的な改善策を取る必要があると思います。

即ち、本案件を通じて、植林等を実施したところで、農業従事者の方々の理解を醸成し、中長期的な視点に立った農業の近代化、また、必要に応じて抜本的な産業構造の転換と労働力の移動を併せて実施しなければ、本案件を通じて得られるべき所期の効果には、自ずと限界が生じてしまうのではないかと感じます。

エコツーリズムサイトの整備などが、関連する取り組みにあたるのかとも思いますが、その辺りのお考えをお聞かせください。

<田辺委員>

(1)本事業の中には焼き畑移動耕作から定住耕作への転換は含まれているか。被影響住民は200人を超えると想定されるか。その場合、住民移転計画の策定が必要となり、カテゴリFIではなくカテゴリAにならないか。

(2)本事業では、森林周辺に居住し、家畜飼料や薪炭等の生活資材や収入源を森林に依存している人々に利用制限を課すことになるか。その場合、どのような代替生計手段を確保する予定か。

<道傳委員>

(1)竹の利活用の方法やバリューチェーンの構築について、具体的にご教示ください。

(2)住民向けの職業訓練、啓発活動や研修などは、地域住民の参画を促すために市民社会やNGOなどと連携して行われる事例もあるが、本案件ではどのようなスキームが想定されるのでしょうか。

(3)ミゾラム州では、国境をはさんだミャンマーのチン州の情勢悪化に伴い、増加する避難民の流入は、どのような新たな社会的、経済的な課題となっているのか、ご教示ください。

<西田委員>

(1)インドのアクト・イースト政策の現状および展望について、特に軍政下にあるミャンマーとの関係において、ご教示ください。

(2)日本がインド北東部開発のパートナーであるということの意義について、他ドナーとの比較を含め、お知らせください。

<松本委員>

(1)生計向上にも役立てようとする竹林によって、国家森林政策にある「密林」被覆率向上の目的を達成できるのかご説明頂きたい。

(2)土壌侵食や地滑りの問題が指摘されているが、竹林は斜面地でそうした問題の解決にどの程度有効なのかご説明頂きたい。水防林であればともかく、斜面地では竹林ごと崩れてしまう懸念はないのかお尋ねしたい。

<宮本委員>

(1)森林保全(気候変動適応・緩和に資する効果的な森林の造成・管理、植林、水土保持活動)にあたり、具体的にどのような活動を行うのか。森林保全計画全体における竹林の位置づけについてもご説明いただきたい。

(2)現時点で共同森林管理組合はあるのか、どのような活動を行っているのか。また、本計画における生計向上活動にあたり、共同森林管理組合等を組成することだが、どのような構成員が、どのような活動を行うのか。生物多様性の保全には住民の関与が欠かせないが、住民の関与を促すためにどのような計画を検討されているのかより詳しく伺いたい。

(3)今回の生計向上活動により恩恵を受けるのは何人程度を想定しているのか。どのような人々が対象となるのかをご説明いただきたい。

3 タジキスタン「ハترون州ジョミ県給水改善計画」(無償資金協力)

<竹原委員>

本案件は、ハترون州ジョミ県の県庁所在地であるジョミ町の住民の半数7500人に給水を行うジョミ県水道公社に対するものであると理解いたします。

期待される効果として、給水人口増(7500人から7万4000人)が見込まれるとありますが、約10倍に増える給水人口に対して、具体的にどのように水を供給していくのでしょうか。

水道管の新規敷設や現状の水道管の修繕や更新など、関連インフラの整備を併せて行う必要があるのではないかと考える次第です。

<田辺委員>

従量制課金設備を導入した場合、水道料金を支払えない貧困層の水アクセスの問題が表面化する可能性がある。貧困層の水アクセスの問題については、どのような対応を行うのか。

<道傳委員>

(1)定額制から従量料金制への移行は、各世帯にとってはどのくらいの経済的な負担増になるのでしょうか。

(2)活用される日本のイノベーションについて、具体的にご教示ください。

<西田委員>

(1)本年2022年は、日本と中央アジア諸国との外交関係樹立30周年となりますが、20周年の際に採択された「第4回外相会合 日本・中央アジアの新たなパートナーシップの構築に関する共同声明」で表明された日本側コミットメント(下記)の進捗状況をお知らせください。また、その後の国際環境の変化および日本の政策を踏まえ、今後の中央アジア諸国に対する経済協力につき、外交的意義をご教示ください。

・●「日本側は、(1)貿易投資、(2)環境、省エネ・代替エネルギー、(3)MDGs達成と格差是正、(4)アフガニスタン安定化に向けた地域協力、(5)防災協力の分野での地域協力を支援していくため、総額7億ドル規模の事業を行うことを表明。」

(2)「我が国のイノベーション技術」とありますが、各世帯に各戸メーターを設置して定額制から従量料金制に移行するという、高架水槽を設置することを指しているのでしょうか。この分野に明るくなく、具体的に何が日本の優位性なのかをご教示ください。また、将来的には従量料金制度を全国的に展開する考えが示されていますが、他機関は従来型の定額制での給水支援を実施しているものと理解しました。他機関が従量料金制を導入しないこと理由および全国展開の際の課題をお知らせください。

(3)開発効果に関し、環境社会配慮カテゴリ分類がBである理由、ジョミ町人口の約5倍となる超過分給水量の宛先(誰・何に仕向けるのか)、地下水源への影響、をお知らせください。また、関連して水因性感染症対策への医療支援や衛生教育支援などは行わないのでしょうか。

<松本委員>

案件概要書「2.(1)」の3段落目と4段落目に書かれているような、より具体的かつ狭い国益を超えたグローバルイシューへのパートナーとしての位置づけを外交的意義に書いている点は評

価したい。

(1) 上水道の普及率を問題としているが、浅井戸や、手押しポンプ式の井戸等、他の手段で水問題の解消に繋げることはできないのかをお尋ねしたい。

(2) 本件のように無駄水防止のためにメーターを設置する事業は時々見られるが、こうした際には、貧困層など、従量課金制への移行で生活が苦しくなることが予想される。それに対してはどのような対応を取る計画か、教えて頂きたい。

(3) 「期待される開発効果」によると、5本の井戸の改修と177kmの排水管網の建設で、給水人口が約10倍に、1人当たりの給水量が18倍以上増えると書かれている。結果として、盗水など別の問題が生じる恐れはないのか。この通りに水供給と料金収入が増えるのか、懸念はないのかをお尋ねしたい。

<宮本委員>

(1) 「中央アジア+日本」対話外相会合の目的および主要議題は何か。外交、開発協力の方針において、日本政府として中央アジアをどのように位置づけているのかを伺いたい。

(2) 戸別に水道メータを敷設する戸別給水とのことだが、ラストワンマイルをつなぐことによる費用対効果について伺いたい。また、従量課金制とした場合の、料金回収の見込み、料金支払い意欲を促すための計画について伺いたい。

(3) ジョミ県(人口17万人)において、上下水道サービスにアクセス可能な人口は5%、県庁所在地のジョミ町における給水対象地域の住民は約半数の7,500人。他方、今回の水道メータ等の機材は約11,200世帯に設置し、給水対象者が7,500人から74,000人になるとのことだが、本事業により恩恵を受けるのは何人なのか、再度ご説明いただきたい。また、今回は水はあくまでも生活使用であって、農業・灌漑使用はないものと了解しているがご確認いただきたい。

<弓削座長>

(1) 給水が、定額制から従量料金制に移行することに対する住民の反応は、どのようなものでしょうか(あるいは、どのような反応が想定されますか)。

(2) この事業の結果、一人あたりの給水量は大幅に増えるとのことですが、従量料金制に移行した場合の、住民の支払い能力との関係と、その影響について教えて下さい。

(3) 欧州復興銀行、世界銀行、アジア開発銀行が給水分野の支援を行っているとのことですが、これら支援プロジェクトから得られた教訓で、本案件に役立つようなものがあれば教えてください。

4 ネパール「トリブバン国際空港航空交通管制施設整備計画」(無償資金協力)

<宮本委員>

(1) 軍による災害支援等を目的とした空港利用は排除されないとある。軍用機の離発着は民間航空機に比べると極めて少ないとのことだが、過去には具体的にはどの程度、何を目的と

して使用されているのか。本整備計画が非軍事目的に限定されるようどのように担保するのかご説明いただきたい。

(2)2018年時点の航空需要の実績は記載されているが、今後の航空需要(航空旅客数、取扱貨物量)の増加の見通しはどの程度か。本計画によりどの程度、対応可能となる見込みかご説明いただきたい。

(3)「航空業務に関する日本国とネパール王国との間の協定」の付表の概要、改正の目的をご説明いただきたい。

<弓削座長>

(1)「期待される開発効果」に関しての記述が簡単だと思うのですが、より具体的に教えて下さい。

(2)「別途実施予定の技術協力プロジェクトを通じて、本計画で導入する管制システムの運用・維持管理を支援」する予定とのですが、その技術協力プロジェクトの内容について、もう少し具体的に教えて下さい。

<竹原委員>

日本がこれまで、機材整備や管制官訓練等を通じて支援してきた TIA の能力向上を行う本プロジェクトは、意義深いと思います。

他機関との連携・役割分担について、本計画は、ADB による TIA の滑走路拡張整備支援との相乗効果が期待されるとあります。

(1)ADB との間で、今後の連携等について具体的な議論がなされているのでしょうか。あるいはこれは、将来の課題という位置づけでしょうか。

(2)また、今後、本プロジェクトの実効性向上のため、技術協力プロジェクトを別途実施予定とあります。これを本プロジェクトと連動させ、可能であれば、先述の ADB のプロジェクトもあわせて、一体的に進めることが求められるものと思いますが、現状についてお教えてください。

<田辺委員>

(1)同空港の COVID-19 以降の旅客数データを教えて頂きたい。本事業は航空需要の増大を根拠としているが、COVID-19 以降もニーズの変化はないのか。

(2)同空港における軍用機の離発着数のシェアを教えてください。

<道傳委員>

(1)維持管理は CAAN が行うとされているが、別途実施予定の技術協力プロジェクトでは、本計画で導入されるシステムの運用、維持管理についてどのような支援が想定されているのでしょうか。

(2)本案件のように、今後も当該国の唯一の国際空港の整備計画を検討する際、軍民両用のインフラ支援についてはどのように整理されるのか。

<西田委員>

(1)日本政府の空港支援において、民軍両用の案件をどのように整理しているのかをご教示ください。今回の案件では、ネパール軍による利用もあり得るものの、①災害時の救援など民生目的であるから承認できるのか、②軍が使う可能性のある滑走路や整備場と切り分けた管制業務の向上を対象としているから承認できるのか、③実施機関が文民組織で軍の要員が配置されるものではないから承認できるのか、④前述の1～3の要件がすべて揃っているから承認できるのか。どのように理解すればよいのかお知らせください。

(2)第50回開発協力適正会議(令和2年4月)で扱った、対ミャンマー円借款「ハンタワディ新国際空港整備計画」準備調査では、「円借款供与の交換公文においても、軍事目的の使用禁止について記載する予定」との回答でした。これも上記と同じく、同空港を空軍が拠点として利用するのではなく、民生目的の活動に空軍が使用することは可能という意味で理解すればよいのでしょうか。

<松本委員>

(1)第2回開発協力適正会議(平成24年1月)では、CAANの財政基盤を含む管理運営能力が問題となったが、この点は大きく改善されているのか、具体的にご説明頂きたい。

(2)軍民共用空港の場合、大綱上 ODA を使わない軍事目的との線引きをどのあたりにしているのか、それを明確にしないことの意義も含めて外務省のお考えを伺いたい。